

令和3年度宍粟市予算決算常任委員会（予算委員会）会議録（令和4年度予算）

---

日 時 令和4年3月16日（水曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 3月16日 午前9時00分

---

付託議案

（教育部）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

（総合病院）

第15号議案 令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算

（会計課）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

（議会事務局）

第7号議案 令和4年度宍粟市一般会計予算

---

出席委員（8名）

委員長	神吉正男	副委員長	垣口真也
委員	八木雄治	委員	津田晃伸
〃	山下由美	〃	大畑利明
〃	林克治	〃	今井和夫

---

出席説明員

（教育部）

教育部長	大谷奈雅子	教育部次長	橋本 徹
次長兼こども未来課長	中尾善弘	次長兼教育総務課長	進藤美穂
教育総務課副課長兼係長	太田雅章	こども未来課副課長	小椋政彦
こども未来課副課長	福元佳代	こども未来課副課長兼係長	岡内由里
学校教育課長	谷尻博誉	次長兼施設整備課長	西林文隆
学校教育課副課長	中田 吏	山崎給食センター所長	池本雅彦

社会教育文化財課係長 宮 辻 貴 之      社会教育文化財課長 水 口 惠 子  
(総合病院)

副院長兼事務部長 菅 原 誠      総合病院次長 大 前 和 浩  
次長兼新病院整備室長 船 曳 浩 尉      次長兼総務課長 大 砂 正 則  
副課長兼総務係長 鳥 居 長 則      財政係長 松 下 一 也  
医 事 課 長 牛 谷 宗 明      医 事 課 付 係 長 宮 崎 義 規  
(会計課)

会 計 管 理 者 前 川 満      会 計 課 長 原 真 弓  
(議会事務局)

議 会 事 務 局 長 小 谷 慎 一      課 長 清 水 航 一  
課 長 大 谷 哲 也

---

事務局

係 長 小 椋 沙 織 主 査 中 瀬 裕 文  
事 務 職 員 中 田 歩

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。

予算委員会を開会します。

これより、令和4年度の予算審査を始めます。限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力お願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は、自席で着席にてお願いします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。

マイク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いします。また、マイクの先端が口元に向くように、今のうちに準備をお願いします。

それから、委員の皆様をお願いします。

発言は、意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。

論点が違う場合を除いて、同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて、同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、教育部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

まず、簡略に概要の説明をお願いします。

大谷部長。

○大谷教育部長 おはようございます。

本日は、教育部の審査、よろしくお願いいたします。

令和4年度当初予算において、教育部に係る予算は、総務部所管の職員人件費を除き、歳出ベースで32億4,400万円、前年度比較で5億7,200万円の増額となっています。

増額の主な要因は、幼保一元化推進に係るこども園の整備と、鳶澤小学校の改修事業、学校給食の公会計化にあります。

それでは、教育部の主な事業、また新たな事業について、説明させていただきます

す。

教育委員会では、宍粟市教育大綱のもと、「しそうこども指針」、「しそうの子ども生き生きプラン」等よりどころにし、宍粟の子どもたちの健全な育成、子育て支援、学校教育の充実など、よりよい教育・保育環境の充実を図るための予算としています。

まず、学校教育では、小中9年間を見通した教育課程を編成し、系統的な教育に取り組むため、昨年開校の一宮北学園に続き、令和4年4月に、併設型小中一貫校として、千種学園の開校を目指します。

また、ICT教育の推進では、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用した学習活動の充実を図るため、ICT支援員や各学校の情報教育担当教諭を中心として、教職員の研修、授業づくりや教材準備などの授業支援等、教育の情報化を一層進めてまいります。

続いて、就学前教育・保育では、幼保一元化の推進として、令和5年4月開園を目指す、山崎地区におけるこども園の整備、また令和6年4月開園を目指す城下地区こども園の整備に着手します。

続いて、学校の環境整備事業では、今春、新校として誕生する蔦沢小学校校舎の大規模改修に着手し、学校環境の改善を図ります。

続いて、社会教育の分野です。SDGsの目標4、「質の高い教育をみんなに」では、全ての人に包摂的かつ公正な、質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進することを目標としています。

本年度、第2期宍粟市社会教育振興計画策定を踏まえ、アフターコロナ、デジタル社会に対応した新しい時代の生涯学習、社会教育の実践に取り組みます。

また、地域内の文化財や、未指定の文化財を総合的に保存活用するため、改正文化財法に基づく文化財保存活用地域計画の策定に向け、令和4年度は新たに国や県との調整を進めます。

最後に、学校給食です。令和4年度より、給食費の公会計化に取り組みます。引き続き、食の安全を担保し、食育、地産地消の推進など、児童生徒の心身の健全な発達に資するよう、質の高い学校給食の提供に努めます。

以上、簡単ですが、教育部に係る主な取組について、説明いたしました。

本日はよろしくお願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告のある委員から、事前打ち合わせのとおり、順次

発言をお願いします。

大畑委員。

○大畑委員 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

まず、予算書関係から入らせていただきます。

予算書の133ページから、教育総務費に関して、3つほど続けてお願ひしたいと思ひます。

まず、1つ目は、ひょうごがんばり学びタイム事業ということなんですけれども、これは、前から聞いております、放課後補充学習推進事業と同じものなのかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

それと、決算委員会のほうから、新年度予算に向けて、増額ということを要請してございまして、多分、増額確保していただいているんだらうと思うんですが、令和3年度に比べまして、幾らぐらいの増額予算を計上されているのか、お伺ひしたいと思ひます。

それと、このがんばり学びタイムの実施に向けて、対象校、それから実施の方法、そのようなことについて、お伺ひをしたいと思ひます。

○神吉委員長 答弁を求めます。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 まず、ひょうごがんばり学びタイムについて、お答えをさせていただきます。

委員が言われましたように、ひょうごがんばり学びタイム事業と、放課後補充学習事業については、事業名が違うのは、県教育委員会の事業名が変わっているということで、同じ事業であります。まずそれを御理解いただきたいと思ひます。

続いて、令和4年度の予算についてですけれども、令和3年度に比べて約10%、50万円ぐらいになると思ひますが、増額の予算で考えております。少しでも拡大をすることにより、児童への支援の充実を図りたいというふうに思っております。

続いて、実施については、市内全11小学校を対象としております。全部の学校で、週に1日、もしくは学校によっては2日間、何とか実施をしたいという学校もありますが、週に1日か2日、2時間程度、学校のほうで指導員の確保の状況によって、変わってきますが、週に1日か2日程度、2時間程度の授業として、参加する児童の実態に応じた個別指導や、それから繰り返し学習を通して、基礎・基本、そういったもの定着を図る支援を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。この事業については、非常に携わっておられる教員のO Bの方々に対する謝礼ということでの予算だと思うのですが、携わっておられる方々からは、非常にいい事業であるということ、そして子どもさんが非常に伸びているということを知っているのですけれども、ただ残念ながら、週1回であるということと、それから年度途中で予算が全て執行されてしまって、継続性がないのだということ、もう少し増額にならないかというようなことも、声をたくさん聞いておるのですが、いつも県費、10分の10のみしか予算がおりにないのですが、そういう携わっておられる方々の声を反映して、もう少し単費もつぎ込んで、この事業について拡充しようというお考えはございませんか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 ありがとうございます。本当にこの事業については、教員のO Bの方に、たくさんの方に関わっていただいて、お世話になっております。子どもたちにとっても、学ぶ機会としては大事な機会と捉えております。

委員が言われたように、県の補助事業ということで、予算を何とか、県のほうの申請で確保しているというところなんです、何とかこの事業が続く限り、県のほうには、申請は当然していきますし、今後、この事業が補助事業からだんだん予算額が削れるであるとか、県のほうからの補助がないということになってくる場合を想定して、今後、市のほうでも予算を準備していく必要はあるのかなというふうに考えております。

何とかこの事業については、継続して取り組めるようにはしていく方向で進めていけるよう、努力していきます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 よろしくお願ひしたいと思います。

ちなみに、今年度の予算でいいますと、11小学校に週1、あるいは2という形でいきますと、どの程度できるのでしょうか。計画として、まだこれからなんだろうと思いますが、考え方だけでも、今の段階で分かる考え方について教えてください。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今年度については、ざくっとになりますが、42名ぐらいの指導員を確保できるかなというふうに考えております。

それで、1日2時間程度、1,400回というふうに考えておりますので、どの学校でも、当然、4月の途中、5月に入ったぐらいからの実施になりますが、2月末ぐ

らいまで、実際に委員が言われるように、3月になると予算上のこともありまして、打ち切りになる場合もありますが、2月末ぐらいまでは、何とか続けていきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 続いてお願いします。

大畑委員。

○大畑委員 続いて、134ページの学校衛生管理業務委託によるところなんですけど、実は、伺いたいのは、教員業務支援員のほうの考え方を伺いたいんですが。

まず、1つ目に、消毒作業員の配置事業については、学校のコロナ対策としてやられるということで、幼稚園を対象としていないのはなぜかということをお伺いしたいというふうに思います。

同じ学校教育法に位置づけられている学校だろうというふうに思うんですが、そのあたりの考え方、それから、もう一つは、この消毒作業も、スクールサポートスタッフの一員だろうと思いますが、本来的な教員業務支援員としてのスクールサポートスタッフの配置状況、それから配置の考え方、その辺りお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤次長兼教育総務課長 大畑委員からの御質問の、消毒作業員配置事業について、幼稚園を対象にしないのか。しない理由について、私のほうからお答えします。

幼稚園においては、予算書141ページの幼稚園費会計年度任用職員報酬の用務員のところで、対応しております。

用務員と職員と協力して、園児が降園した後に、日々の園内の消毒作業を行っております。

以上です。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 委員からお話がありました教員業務支援員として、1以外のサポートスタッフの配置の考え方について、御説明いたします。

消毒作業員以外のサポートスタッフとしましては、教職員の勤務時間適正化に向けた取組の一環としての、教職員の皆様の業務を分担して、超過勤務の縮減を図る兵庫県教育委員会のスクールサポートスタッフ事業というものがございます。

この県の事業に、本市からも手を挙げまして、本年度も市内小学校のほうに配置しております。来年度も県教育委員会のこの事業を活用しまして、市内の学校に配置予定をしております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 教員業務支援員、今、教えていただきました、今年度の予算額と配置、学校と、何名配置されているのか、具体教えていただきたい。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 本年度の配置は、市内の1小学校に配置をさせていただきました。

次年度は、市内の1中学校に配置予定でございます。

県の本事業についての予算執行が、県内各全ての市町において、1校分だけが配当されておりますので、宍粟市からもこの事業の拡大の要望は、引き続き行ってきたいとは考えておりますが、今のところ、県の予算いっぱいを活用させていただいて、1学校に配置させていただきたいと考えております。

予算のほうは、大体、今のところですが、1週間あたりに20時間程度で、年間に約840時間の配置を考えておまして、予算額としましては、84万円を県のほうに要望しております。

以上でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これは、制度設計としては、全て県が国から受けて、県費でやるということで、予算も丸々県費ということで、その上で、県下全体でしょうから、各市の教育委員会には、割当という形であるわけなんではないでしょうか。そういう考え方でよろしいでしょうか。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 委員、今お話のとおりでございます。宍粟市への割り当て1校分として、事業に手を挙げさせていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その場合に、本市の教育委員会としては、どこに配置するかというのは、どういう基準でお決めになっているのでしょうか。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 児童生徒数であったり、業務の方等、学校の先生方からの御意見もお伺いしながら、教育委員会のほうで適切な学校を協議しながら、選んでおります。

全ての学校に配置したいのはやまやまでございますので、これからも県教育委員



会のほうに事業の拡大を要望してまいりたいと思います。

○神吉委員長 続いて、大畑委員をお願いします。

○大畑委員 次に、予算書135ページ、しそう生き活き部活動総合支援事業ということで、部局資料では、7ページです。

全体がつかめていないので、部活動に対して、これも教員の業務軽減ということにつながっているんだらうというように思うのですが、一つは、予算書を見ますと、部活動推進事業補助金として1,200万円が置いてあります。それから、ここであります、しそう生き活き部活動総合支援事業というのは、予算としては、375万円というようになっておりますので、これの違いを教えてくださいのと、それから、部活動の支援員の採用の方法とか、配置の考え方、そういうものを今年度予算でどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 しそう生き活き部活動総合支援事業について、お答えをさせていただきます。

まず、部活動推進事業補助金1,200万円については、これは部活動の、例えば用具の購入であったり、大会への送迎など、市内7中学校の年間の活動のための予算となります。

それとは別に、部活動支援員の配置について、予算があるというふうに御理解いただければというふうに思っております。

この部活動支援員の配置については、市内の各中学校から推薦を受けて、要綱を用意しておりますので、その要綱の要件を満たす方を確認した上で、委嘱をしております。

各学校、まずおおむね1名、何とか配置をした上で、予算に余裕がある場合に、例えば、どこどこの学校で指導者、地域の方でかかっていた方がいるのというようなことを、校長会や中体連の担当の校長会と協議をした上で、予算の可能な範囲で配置をしていくというふうに考えております。

まず、全ての学校には、何とか配置をしていく。そのことで、先ほど委員も言われましたが、少しでも先生方の業務改善にもつなげたいというふうには考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。部活動推進員、部活動を補っていただく方の採用の方法、

その担っていただく方に対する謝金とか、そういう報酬的なこと、そういうことをどのように、どういう、全国的にいろいろ形が違っているように思っているのですが、宋栗市の場合は、どのような考え方でこの指導員を確保しようとしているのか、お伺いいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 一つには、部活動の指導の充実ということで、地域の方で専門的な指導ができる方、そういった方も、当然、活用していきたいと思っておりますし、もう一つには、先生方の業務改善ということで、その指導員の方に入っていくことで、例えば顧問の先生に生徒と関わる時間を確保していく。そういった意味でも、確保する必要があると思っております。

この部活動指導員については、宋栗市の場合は、時給での報酬ということで用意をしておりますが、準備もさせていただいて、何とか部活動の指導、それからそういった業務改善につながる形で確保できるというところを目指して、各中学校の先生方、校長先生方と協議をした上で、配置をしております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 宋栗市の考え方をお伺いするんですが、部活動も一つの教育の一環といえ考え方で、そういう方を選考されていくのか、あるいは競技スポーツとしての技能を高めていくという形で、よくやられているのが、ほかのところでは、クラブチームの指導者がそこに入ってくるとか、いろいろなことをやられているところがあると思うのですが、その考え方は、どういうことを持っておられるのでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今言われたように、地域の方の指導、例えば先生方の中で、やはり部活の顧問をするだけけれども、専門性という面では、なかなか若い先生であったり、まだまだこれから部活動の指導にしても、学んでいきたいという先生方もあります。

そういった場合には、地域の方でそういった力を持っている方があれば、その方にも協力していただきながら、先生の指導力も高めていくということも必要かと思っておりますので、そういった面をお願いする場合もありますし、先ほど言いましたように、先生方の業務改善につながる形で配置することで、先生方の業務改善を進めていくという場合もありますので、その学校で、やはりそういった専門性のある方を雇用したいというふうに、まず推薦をされる場合もあれば、業務改善につながるようにという場合もありますので、現在、予算的に各校1人、もしくは2人ぐ

らの予算の中で動いていますので、各校の推薦ということで、まず校長先生方のお考えでお任せしているというところでもあります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 もう一つ考え方が、学校に任せておられるから、言いにくいのかも分かりませんが、業務軽減になれば、意欲のある人だったら、どういう方でもいいというように聞こえますし、あるいは、技術的な、技能的な指導ができる方みたいな形にも聞こえるし、私が思う、先生方が、部活担当される先生方が手放していこうと思えば、教育的な指導、観点なんか持ち合わせた人に渡していかないと、また生徒指導大変だったりするんじゃないかなと思って、いろいろするんですね。

だから、何か一つの方針がないのかなというふうに、今聞いてて、ちょっと分かりにくかったので、その辺は定まっているのかいないのか、教えてください。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 やはり一つの教育として、取り組んでいかないといけないということは、部活動として当然考えております。

ただ、全ての部活動、地域にまだ手放していく、その準備は十分整っている状況ではありませんが、国としては、今後、そういった方向性も持って、今、協議をされているところです。

また、宍粟市については、まだ地域に部活動全て返していくということは、恐らくまだ、なかなか厳しいだろうという状況の中で、学校の部活動として、先生方にお世話にならないといけないところは、十分、考えております。

その中で、一部、まだ若い先生の中で、指導力を学びたいという先生方であるとか、今後、部活動に関わっていく中で、そういった経験が必要な方には、そういった地域の指導員の方も、もちろん学校の校長先生がきちんと面談もされて、それからその指導員の方には、研修も市教育委員会のほうで行っておりますので、そういった研修も通して、教育についての御理解もいただきながら、関わっていただくというふうに考えております。

○神吉委員長 それでは、次へ進みます。

八木委員。

○八木委員 それでは、私のほう、主要施策の18ページ、小中学校における生理用品の貧困対策事業ということで、これは市長公室の所管だと思うのですがけれども、教育部のほうで確認してくださいということなんで、こちらのほうで質疑させていただきます。

一人一人で使用する用品が違うのかなど、私は思っているのですけれども、用品の選定はどのようにされているのか。1種類であるのか、複数の選択肢があるのかというのを伺いたします。

また、今年度からの新事業ということで、必要見込み数は何を根拠に決定されたのか、ちょっと伺います。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤次長兼教育総務課長 八木委員からの御質疑、小中学校における生理の貧困対策事業の、まず生理用品の選定はどのようにするのかについて、お答えします。

この事業は、女性活躍プロジェクトから提案のあった事業であります。

生理用品の選定については、日中、学校で使用するので、生理の量の多い日でも対応できるものを選定することで、全児童生徒に対応できると考えておりますが、購入の前には、小中学校のそれぞれの代表養護教諭と相談しながら、選定する予定としております。

次に、必要見込み数はどのように決定されたのかについて、お答えします。

市内小学校の4年生から中学校3年生までの全児童生徒のうち、約半分が対象者として積算しております。一人が1カ月に、学校で使用する量を1日2個、平日5日間で10個と見込んでおります。無償で使える生理用品を常備することによって、子どもたちが安心して学校に通えるよう、環境整備を図りたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。

それでは、次の事業です。

林委員。

○林委員 主要施策の79ページの、小中一貫教育総合推進事業ですが、先ほど、部長のほうから、事業内容についての説明があったので、それは省略しますけれども、令和4年度に推進員を配置して、小中一貫校に向けて授業を行うということなんですけれども、令和4年度開校というような、聞き間違いかも分からないのですけれども、そうなのですか。そうではなしに、いつ開校をされるのか、そういうスケジュールを伺いたいのですが。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 失礼いたします。委員からお話がありました、まず開校につきましてですが、千種小中学校、小中一貫校としては、令和4年4月1日に開校予定でございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 この4月から開校するということなのですか。それ、説明されていましてかね。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 宍粟市が取り組んでおります小中一貫教育というのは、併設型の小中一貫校ということで、基本的には、小学校は小学校、中学校は中学校ということで、それぞれ残りながら、カリキュラムであったりとか、先生方の相互乗り入れということを行う、併設型の一貫校でありますので、千種学園という名前は、愛称という形になります。

それぞれ、条例で小学校、中学校残っていきますので。

開園については、これまでプロジェクト会議等を重ねてまいりまして、常任委員会等には御報告させていただく中で、この4月を開園とさせていただきます。

○林委員 そうなんですか。ちょっと認識していなかったもので、質問したのですけれども。

いや、その併設型というのは分かるのだけれども、いつから実施するのかというのが、ちょっと認識していなかったもので。そういうことですか、分かりました。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは、次の事業です。

山下委員。

○山下委員 それでは、部局資料として出していただきました、3ページの就学前児童生徒数につきまして、質疑をさせていただきます。

この資料によりますと、就学前の児童数が、かなり減少しているということが分かったわけでありますが、公立幼稚園・公立保育所・認定こども園の建設についての考え方、及び今後の方向性の説明を願いたいと思います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 こども未来課の中尾です。よろしく申し上げます。

先ほど、山下委員からの御質疑、就学前児童数がかなり減少しているが、公立の幼稚園・保育所・こども園の建設についての考え方及び方向性について、お答えをします。

先日の本会議で、グローバルしそうの大畑議員からの代表質問、幼稚園教育の充実による子育て支援についての中で、教育長が答弁をされておりますが、令和元年度に公表した山崎町内で4園のこども園の整備計画につきまして、当時の想定を上

回る少子化によりまして、対象となる就学前の子どもの減少が続いておりまして、今回、予算案に計上しております山崎地区及び城下地区でのこども園整備計画の後の計画につきましては、ここで一度立ち止まり、見直しを含めた検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。

具体的には、幼稚園における3歳児教育の実施等につきまして、課題整理を行い、令和5年4月の実施に向けて、今年の夏頃までには、教育委員会として一定の方向性をお示しすることとしておりますので、公立の園所のことにつきましても、その整理の中でお答えをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 先ほどの説明で、今後の方向性というものは分かりました。

そこで、現状を就学前の児童数がかなり減ってきているということで、今回、この予算書にあがっております山崎地区及び城下地区。特に城下地区はこれからということ、それらについては、このまま進めていくという根拠を御説明願います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 あくまで、今、進めております幼保一元化は、既存の園所の再編でありますので、この後、同様の質疑が出ておりますので、その中でお答えをさせていただくわけなんですけれども、一定の保育を必要とする、幼児教育を必要とする子どもは、現在、いらっしゃいますので、その方たちの教育、保育環境の整備ということで、それは必要な計画であるというふうに考えております。

詳しくは、次の質疑の中で御説明をさせていただきます。

○神吉委員長 よろしいか。それでは、同じ事業にも関連するんですが、幼保一元化推進です。

津田委員。

○津田委員 それでは、私のほうから、まず1点目の、先ほど、山下委員と同じところなんですけれども、実際、社人研の人口推移を見ても、こども園の規模が適正なのかどうなのか、この城下地区でまた今度、100名規模、山崎も100名規模でということ、本当に社人研の推移が正しいのかどうなのか、これまた疑問なところもあるんですけれども、本当にこういう建設予定、計画組む中で、そういう人口推移のデータとかを、ある程度、それを何か参考にされているものがあるのであれば、その辺もちょっと聞かせていただきたいなと思うんですけれども。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 それでは、津田委員からの御質疑、社人研の人口推移で見ても、こども園の規模は適正なのか、についてお答えをします。

就学前の幼児教育、保育を必要とする子どもの量の見込みと、その確保の方策につきましても、子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、宍粟市子ども・子育て支援事業計画の中で管理をしております。

平成27年4月に始まった子ども・子育て支援新制度の仕組みなんですけれども、全国の市町がこの計画に基づき、施設定員の需要と供給のバランスを図ることで、待機児童の解消に努めております。

現在の計画は、令和2年3月に策定をしておりますして、就学前の子どもの数について、ゼロ歳児から5歳時までの6学年で、令和4年が1,202人、令和5年が1,162人、令和6年が1,143人の推計計画値となっております。

この計画で設定をした就学前の教育・保育の量の見込みについてですけれども、令和3年度、941人となっておりますして、令和6年度には、それが846人となり、今後3年間で95人の減少を見込んでおります。

一方、実際の幼児教育・保育を受ける子どもの数については、お手元の予算委員会資料2ページ、令和4年度の公立幼稚園の園児数ですが、4園で26人、保育所・こども園の入所予定の園児数については、資料の11ページ④、保育所・こども園の入所予定児童数が923人となっておりますして、合計で949人となっております。

計画値と比べて、保育ニーズの変化は見られるものの、子どもの推計については、ほぼ先ほどの計画どおりに推移をしております。

このような状況を踏まえまして、現在、進めておりますこども園の整備計画についてでありますけれども、先ほども、計画として申し上げましたように、令和6年度までに95人の減少を見込んでおりますして、さらにその先も、出生数の減少が見込まれる現在の状況におきまして、今後、新たな施設の定員増加は、なかなか見込むことは難しいというふうにも考えております。

ただ、新しいこども園の整備に当たりましては、その設置許認可については、兵庫県知事の認可となりまして、その認可を受けるためには、宍粟市子ども・子育て支援事業計画の計画内に数字が収まっているということが条件となってまいります。

そこで、令和5年4月の開園を目指している山崎地区のこども園の規模についてですけれども、運営法人を山崎若葉保育園としております。

現在の山崎若葉保育園には、保育を必要とする子どもが80人、来年度、令和4年

4月は82人の入所を予定しておりまして、ここにこども園の幼稚園部の枠として、新たに定員を追加することで、おおむね100人規模の施設定員とする計画としております。

既に窓口では、来年度に向けて問い合わせも数件受けておりまして、新しいこども園の定員割れというのは、心配はしておりませんが、このこども園を新設したことによりまして、他の既存施設で定員割れがあれば、結果的に過剰投資となることを御心配されての御意見として受け止めておりますけれども、先ほども申し上げましたように、就学前の子どもの減少が見込まれる宍粟市におきまして、需要と供給のバランスを図るためには、今後、施設定員全体の減少を図っていく必要があります、単独での新たな施設の創設というのは、なかなか認められないのが現状としてありまして、幼保一元化によるこども園の整備だけでなく、既存の幼稚園、保育所、こども園でも、老朽化に伴う施設の更新を図る際には、この利用定員の見直しというものが必要となってまいります。

また、社人研、国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口につきましては、宍粟市総合計画におきまして、人口の将来展望としまして、出生数の推移を推計する際に、参考としております。

現在のところ、子ども・子育て支援事業計画の将来推計と大きな乖離は見当たりませんので、今回、社人研の人口推移で見ても、こども園の規模は適正なのかの御質疑につきましては、適正な規模であり、かつ必要な定員であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。ただ、令和6年までの推移は見たんですけれども、その先ですよ。実際これ建てて5年もしないうちに、定員がぼんと割れて、実際、今度、城下地区にも建てたときに、戸原の分がどうなるんだろうとか、その辺は教育部として、どういうふうな計画を立てられているのですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 こども園の規模についてなんですが、兵庫県の認定こども園の認可等に関する条例のほうに、園舎の施設の設備の規準がありまして、1教室、3・4・5歳児の保育室については、1教室の広さが53平方メートル以上を確保するということが条件として付されておりまして、この53平方メートルというのは、子ども一人当たり、3・4・5歳ですが、1.98平方メートルに子ども一人と



いう国の規準がございます。この規準で割り戻すと、26人という定員になってくるわけなんですけれども、このときに用いる1.98平方メートルというのは、畳1畳分ぐらいですよ。2メートル掛ける半間。そう考えますと、子どもののびのびとした、月例に応じた、健やかな生活の環境としては、主体的なことを申し上げるべきではないかもしれませんが、少し狭いような気もしております。宍粟市の保育環境ですので、もう少し広いところでのびのびと育ててやりたいなというような思いもございまして、計画当初は100人の規模でスタートができると思うのですが、その適正な規模というのは、例えば、例なんですけれども、今、千種のこども園はこの規模で100人収容できるような園舎を持っておりますけれども、定員については、資料にもありますけれども、50人程度というような、半分程度というようなところで推移をしておりますので、今後の展望としては、施設の大きさとしては、100人規模を考えておりますけれども、80人とか、そういうあたりが適正な環境ではないかなということをお前提に、考えていきたいというふうにも考えておるところでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。その辺、なかなか将来的な読みというのは、非常に難しいですけれども、我々としては、過度な投資にだけならないような計画にしてもらいたいなという思いがありますので、またよろしくお願いします。

あと、続きまして城下地区の公有財産の購入費の内容について、今回、予算計上で、7,760万円出ていますけれども、実際、どういったものを、公有財産の内訳です、お願いします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 津田委員からの御質疑、城下地区の公有財産購入費の内容について、お答えをします。

お手元の予算委員会資料13ページをごらんください。

城下地区におけるこども園の整備候補地の選定につきましては、教育委員会規則に基づく幼保一元化城下地区協議会を設置をしまして、協議を行ってきたところがありますけれども、この協議結果の報告を受けまして、令和4年1月18日に開催をされた第10回宍粟市教育委員会におきまして、城下地区のこども園整備に係る整備候補地については、城東保育所周辺とする機関決定を受けましたので、令和4年度当初予算案としまして、宍粟市立城東保育所周辺でこども園を整備するための公有財産として、約3,800平方メートルの用地を購入する予算として、7,766万円の予算

案を提案するものでございます。

以上です。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 この資料の中で、城東保育園の場所が赤でくくられているのですけれども、いったら、この周りを買うということですか。例えば、これに追加でということですね。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 城東保育所には、現在も50名程度の園児が保育を受けておりますので、この保育を継続するということが必要であるというふうに考えておきまして、例えば、この園舎を取り壊しをして、そこの敷地に新たに建てるということになりますと、その50人の保育の受け皿を別に確保する、仮園舎というのが必要になってまいりますので、それは避けるということで、隣接地、この位置図に示しております範囲で園舎を新たに整備をしまして、子どもたちは引っ越しをした後、旧園舎については取り壊しをし、跡地については、保護者の送迎のための駐車スペースであったり、職員の駐車場として、一体的に活用ができる範囲ということで、この位置図をお示しをさせていただいております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 ということは、この周辺ということで、この場所的には、何もまだ決まっていないのですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 現在の進捗状況についてなんですけれども、教育委員会の機関決定後、市の内部協議としまして、資料の次のページ、14ページに協議経過についてお示しをしておるわけなんですけど、その中で、市の内部協議としまして、1月27日に宍粟市学校規模適正化及び幼保一元化推進会議を開催をしまして、本日の資料につけております位置図の範囲内、いわゆる城東保育所周辺の区域内におきまして、市として、具体的な候補地を選定をし、予算の根拠としておりますが、この候補地につきましては、これから地権者との用地交渉というものの中で、大変デリケートな部分でもございますので、現時点での公表というのはいけないということで、御了承をいただきたいというふうに考えております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。それは決定次第、また報告があると思いますので、その辺はまたお願いします。

続いて、今回、城下地区のこども園についてなんですけれども、実際これ、保護者アンケート、委員会のほうでも、あくまでもこれは参考だったという回答があったのですけれども、実際、アンケート結果と、あと3,000人からの署名の内容に背く形での方向を決定されたわけですけれども、今後、地域との合意形成、こういったふうに図られようとされているのか、その辺りをお願いします。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 津田委員からの御質疑、アンケートの結果、署名の内容には背く形での方向だが、地域との合意形成はどのように図るのか、についてお答えをします。

資料の14ページをごらんをいただきたいと思います。

城下地区の幼保一元化につきましては、令和元年4月に計画を公表して以来、これまで保護者や地域の皆さんを対象とした説明会の場で、教育委員会が考える計画内容について、説明をさせていただき、その上で保護者や地域の皆さんの御意見をお聞きし、これまで合意形成に努めてまいりました。

これまでの3年間の協議では、城下地区の自治会長会、特に正副会長には御相談をしながら、協議に当たっておりますし、保護者につきましても、今年度の協議会の場で城下地区にある全ての就学前の施設として、幼稚園や保育所の保護者の代表の皆さんに御参加をいただく形で協議を行ってきたところでございます。

協議会では、保護者アンケートについて、望ましい候補地の、先ほどの設問と合わせまして、整備候補地の選定に当たり、何が最も重要だと考えているのかという設問を設けまして、お聞きをしております。

特に、そこで回答が多かった3つの意見、通園途上の安全性の確保、保護者の利便性、送迎のしやすさ、こども園周辺の環境について、この3点が重要だと考えている保護者が非常に多かったというところで、こういった観点から、協議会で比較検討をされた結果、今回の整備候補地の選定となっております。

これからの手続についてでありますけれども、今、令和4年度当初予算案主要施策として御検討いただいておりますので、御承認をいただいた後は、まずは城下地区の皆様には、これまでの協議経過についてお知らせをし、令和6年4月開園に向けての事業に着手をしていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、地域の皆さんには、大変関心を持っていただいているところでもありますので、この後も運営法人の募集と選定等の手続におきまして、その都度、お知らせ、周知を図ることで、保護者や地域の理解も深まっていくというふ

うに考えておるところでございます。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 とりあえず、現段階で、今回、予算計上されていますけれども、地域に対して、説明というのは、この予算執行前、工事着手前に、要は保護者であったりとか、地域の、今まで関心を持たれているという話が出ていますけれども、その人たちにどういうふうな説明をされようとしているのですか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 まずは、議会終了後になりますけれども、新年度早々だと思いますが、地域のほうへ、これまでの経過、本日の資料につけておりますよ。うな、こういう経過でここに整備候補地ということについて、周知をさせていただいて、その後は、その都度、お知らせをしていくということになるのかなというふうに思っております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 本来、合意形成を図られてから予算計上してもらわないと、我々としても、地域の声はどうなっているのかというところが、非常に困るところなのです。後で、議決して、いやいやそんな話じゃなかったとか、本来、これ予算計上するんであれば、地域との合意形成を図ってから出してもらわないと、非常に難しいなと、判断に困るところはあるんですけども、その辺、部長はどうお考えですかね。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 地域の合意形成ということでお尋ねいただいていると思います。

地域の合意形成につきましては、自治会であったりとか、それから協議会の中で説明等、それから会議録等も公表しておりますけれども、地域全体の方が、100%というふうに御理解、賛成いただけるというのは、なかなか難しいと思っておりますけれども、協議会の報告にもありましたように、それから教育委員会も考えましたように、2つの候補地について協議をいただきましたけれども、決して両方とも、適地であると考えております。

その中で、いろんな条件を考えていく中で、委員の皆様も、両方の考えを考える中で、どちらかといえばということで、選んでいただいた候補地でございます。

教育委員会も、そのように考える中で、提案をさせていただきました。

教育委員会は、当初より、城東周辺が望ましいということで、令和元年度より説明をしておりますけれども、そうした中で、2つとも適地であるけれども、いろんな条件を付した中で、検討していくと、どちらか一方ということになりますと、城

東としておりますので、このところについては、今後もお伝えをしながら、さらに新しいこども園が質の高いものになるように、そういった協議が必要だと思っておりますので、今後そういったところで、新たなこども園をよりよいものにしていくということで、地域のお声も聞いていきたいと思っております。

○神吉委員長 質疑はありますか。

津田委員。

○津田委員 もう1点、確認、質疑と言いますか、これ協議会で決定しました。その後の今日までの間に、地域に対してどういうふうな説明、何か新たな決定された後に、説明等はされたんですかね。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 協議会の報告、それから教育委員会での期間決定の後に、地域に対してという御質問というふうに理解しております。

それについては、自治会については、協議の結果を常任委員会でも報告したんですけども、報告をしております。それは、周知を願いますということではなくて、一番最初、協議会の立ち上げに御相談させていただいたので、その結果を報告をしております。

それから、協議会の経過については、ホームページでアップをしております。

それから、教育委員会の会議録についても、協議のあった会議録についても、ホームページで公開という形をしております。

直接、住民説明会というものは持っておりませんが、予算審議に関わることですので、これまで直接の説明会等もっておりませんが、会議の経過については、いろいろな形で公表はしていると思っております。

ただ、直接、見ていただく機会はありませんので、それはしっかりと、こういった考えで教育委員会は、新年度予算をもって、令和6年度開園を目指しますというようなことは、お知らせする必要があると考えておりますので、4月の広報の時期になるかと思っておりますけれども、地域の皆さんにもそのことは周知をし、御理解を求めていきたいと思っております。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 今、私が質疑しようと思ったことを、全て津田委員の中で出ていますので、1点だけお聞かせ願います。

デリケートな部分になると思うんですけども、今現在、公表は差し控えられると思うんですけども、用地交渉はいつから行われる、タイムスケジュールになっ

ておるんでしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 実際には、予算の裏づけがなければ、市の内部の規定で、事業決裁というのは受けることができませんので、新年度予算に計上して、今、審議をしていただいておりますので、新年度予算確定後の事業決裁、新年度の事業の中で着手ということになるのかなというふうには思っておりますけれども、それまでのところで、デリケートな部分ということで、取得が可能な土地なのかどうかというような、事前の調査というのは、必要な部分がございますので、現在、その部分を進めておるところでございます。

○神吉委員長 続いて、幼保一元化。

大畑委員。

○大畑委員 城下、後に置いておきまして、まず、委員会資料の9ページで、山崎地区こども園の整備事業で、その頭に「拡」というふうに書いてあるんですね。拡充という意味だろうというふうに解釈をいたしました。

今年度予算で、何を拡充されるのかというのを、まずお伺いしたいと思います。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 拡充とつけましたのは、今年度、本格的に園舎を建築するというところで、令和3年度に比べて4年度は大きく変わっておりますので、そういう意味で、その表現をさせていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 13ページの資料で、公有財産購入費があがっておりますが、これはまた後で説明いただきたいんですが、用地が増えることの、関係しての予算が拡大したという意味での拡充ということなんでしょうか。

拡充の意味、もう一度。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 まず、用地の説明をさせていただきたいと思います。

予算委員会資料13ページの上段に、三角地としてお示しをしております土地の購入を考えております。

この位置図では、縮尺の加減で少し分かりにくいのですが、ここには市道庄能6号線、横に横断をする形で、市道が、縦のバイパス、いわゆる県道バイパスを兼ねる庄能8号線を横断する形で、少し中に飛び出しております、こども園の園地内の土地活用に当たりまして、この市道を使ってこども園の職員用の駐車場への進

入路を確保していきたいというふうに考えております。

本来は、この土地は今年度中に取得を考えておりましたが、所有者が農水省というようなところで、兵庫県を通じまして、国と協議を行いましたところ、一度、近畿財務局に移管をしてから、国の普通財産としてからでなければ、宍粟市に払い下げができないというような御回答でありましたので、手続の関係で、今年度、取得というのが難しくなっております。

それで、当初は全て用地は、令和3年度事業で取得を考えておったんですけれども、来年度へちょっとずれ込んでおるということで、御理解をいただきたいと思えます。

先ほどありました、このことでもって、用地が増えたから拡充ということではなくて、先ほどもお話ししたように、園舎建築の部分で予算総額が、今年度の用地取得費から見ると、大きく膨らんでおりますので、そういう面で本格的なこども園整備ということで、ソフト面ですよね。子どもを受け入れる環境の整備ということで、拡充ということで説明をさせていただいております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。山崎地区のこども園は、もう既に運営法人が民間ということで、認定こども園の施設整備補助事業の要綱に基づいて、予算化がされているというように思いますが、こども園の施設整備費補助金の3億3,220万円を除く費用というのは、これは市が直接執行する費用というふうに解釈していいのでしょうか。その分類を教えてください。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 今、おっしゃられた、そのとおりでございます。

例えば、三角地の造成については、市有地でありますので、市のほうで直接工事で、51平方メートルというような小さな土地ですけれども、道路から少し下がっていますので、道路の高さまで埋め上げをして、その後、運営法人のほうに貸出をするということで、運営法人が行う事業部分については、今、委員御指摘のとおり、補助要綱に基づく補助金執行ということで、それ以外の部分については、市の直接執行という御理解で、今の御意見のとおりでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 続きまして、9ページの城下地区のほうに移らせていただくのですが、今年度、1億3,628万9,000円の整備費がおいてありまして、その内訳書いてございますが、ここで具体的に何点か伺いたいのですが、まず、設計業務委託料は、何の

設計なのかということ。それから、工事請負費の3,700万円は、何なのかと。それから、公有財産購入費、先ほどありましたが、それには道路を含んでいるのかと。どこが進入路になるのかというようなことをお聞かせいただきたいのですが、その道路用地も含めて、公有財産購入費の計上なのかということをお伺いします。

その単価、予算計上されるときの用地単価について、考え方をお聞かせをください。

それから、最後の500万円、こども園施設整備費補助金、これは、まだ城下は運営法人が決まっておりませんが、募集前提で、運営法人が民間というふうに決まれば、この補助金を出していこうということだと思いますが、この500万円の根拠を教えてください。何が含まれているのか。

たくさん言いましたけれども、よろしいでしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 当初予算に計上しております城下地区のこども園に関する予算についての御質疑について、お答えをしたいと思います。

まず、城下地区のこども園の整備につきましても、先ほどの山崎地区のこども園と同じ形態を進めることを考えております。まずは用地を取得をして、造成のところまでは、市が直営で工事をさせていただいて、その用地を運営法人を募集をし、これから選定をするわけなんです、その運営法人に無償で用地を貸し出すことで、その敷地に上物、施設については、運営法人のほう国庫補助金を受ける形で、この国庫補助金は、実は宍粟市に入ってくるわけなんですけれども、その国庫補助分を含めた形で、必要な予算については、4分の3を上限に運営法人のほうに補助金で補助をして、整備を行ってまいります。

まず、用地の造成工事についてでありますけれども、単価については、今年度実施をしております庄能地内での造成工事の設計単価を用いて、予算の積算を行っております。

基本的な考え方としては、接道となる市道の高さの規準まで盛り土を行いまして、その接道部分を除く、残る三方に擁壁を建てまして、盛り土をするというような工事を計画をさせていただいております。

先ほど、用地の取得費の中に、接道の道路部分を含んでいるのかについてですが、それは含んでおります。協議会の場でも、保護者が安心をして送迎ができる、あるいは子どもたちが安心をして周囲を散策できる保育環境の整備というのが、意見として多うございました。



そういうところに教育委員会として、安全・安心というところを主眼において、しっかり応えていくということが必要かというふうに思っております、具体的な整備地が決まれば、そこに至るまでの接道の部分についても、拡充を図っていききたいというふうに思っております。

具体的な手法として、用地交渉、用地の取得の部分については、教育委員会のほうでさせていただいて、あと必要最低限になろうかと思いますが、市道の整備の部分については、所管の部署と十分、協議を行って、考えていきたいということで、先日の学校規模適正化幼保一元化推進会議の中では、過剰投資にならないようにというようなことの御意見もいただいておりますので、そういったところ、整備候補地が決まれば、教育委員会が考える保育環境の整備ということで、しっかり応えられるような用地の購入というものを図っていききたいというふうに考えております。

次に、用地の購入の価格についてなんですけれども、不動産鑑定士による不動産鑑定価格というものを採用したいというふうに考えておりました、1月18日の教育委員会の機関決定を受けまして、現在、鑑定を依頼しておりますので、その鑑定の報告を受けまして、購入単価というのも、内部の評価委員会の中で決定をしてみたいというふうに考えております。

それから、最後に、500万円の施設整備補助金についてでありますけれども、これから運営法人を募集し、選定委員会でしっかり審査をして、選定をしていくという作業がございます。

その選定が終わった後には、法人が園舎の基本設計に入っております。その基本設計に係る部分については、国庫補助金の申請、内示決定前の事前着手の部分になってまいりますので、国庫補助の対象外となっております。

初年度については、その部分は市が単独で経費の4分の3について助成をするということを、要綱上で定めておりました、そのための予算として、500万円を計上しているところでございます。

全ての項目にお答えができたかどうか自信がないんですけれども、このような内容でございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 再度確認させていただきます。

工事請負費というのは、造成設計が決まり、道路の設計も決まった場合に、造成工事費ということなんです。市道の拡幅については、所管課のほうにというお話でしたから、この予算の3,700万円というのは、何の工事費なのかということ、

もう一度伺いたいのです。

それから、用地費も、とりあえず予算をおいて、あとは不動産鑑定に基づいてというのは分かるんですけども、とりあえずおおむねの予算をおくときに、何を基準におかれたんですかということをお尋ねしているんです。

それと、整備候補地が決まったら、道路のほうの整備にも、設計にも入るとおっしゃいましたが、これは候補地が優先するんですか。この間、協議では、進入路の問題、安全・安心な子どもの送迎ということがありましたから、まず、メインの進入路を決めて、ふさわしい候補地が決まっていくんじゃないかと思うんですけども、まだ、進入路については決まっていないのでしょうか。

○神吉委員長 中尾次長。

○中尾次長兼こども未来課長 まず、先ほどの造成工事費については、今、御指摘のとおり、用地を取得した後に、市が直営で行う造成工事の単価でございます。費用でございます、予算で。

その積算は、庄能の造成の積算に用いた単価を用いて、積算をしております。

次に、土地の取得価格の予算の根拠でありますけれども、こちらのほうは、2種類ございまして、不動産、固定資産の評価額を用いて購入価格を算定する手法でもって、周辺の用地の価格で予算を計上させていただいております。

実際には、地価公示価格だったり、固定資産評価額というもので、平米当たりの単価というのは設定をして、予算を計上しているんですけども、実際に地権者と契約を交わす際には、先ほど申し上げました、不動産鑑定価格で契約をして、買収をするということで御理解をいただきたいと思います。

次に、進入路の部分でありますけれども、先ほど申し上げましたように、市の内部の学校規模適正化・幼保一元化推進委員会のほうで、具体的な候補地を選定をさせていただいて、その際に進入路の部分についても、協議はしております。

ただ、先ほども申し上げましたように、具体的にどこの部分で、どの市道がその対象になっているかという部分については、先ほども申し上げたように、大変デリケートな部分でありますので、今回、そこを明示することは、ちょっとできないので、御理解をいただきたいなというふうに考えております。

もう1点、今回、来年度で用地は取得をさせていただきますが、園舎の建築は、次の年度に行いますので、当然、道路とかを含めた周辺の環境の整備というものにつきましても、2年計画ということがございますので、令和4年度では、用地の取得ということに予算を置かせていただきまして、その周辺の環境整備は、園舎の建

設と合わせまして、令和5年度に実施をするというようなことで、御理解をいただけたらと思っております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 おおむね分かりました。それで、公有財産購入費のところは、デリケートな問題ということで、具体的なことは非常に難しいだろうと思うのですが、よりデリケートにしている要因は、この間の場所の選定で、いろんなことがありましたね。先ほども津田委員から、合意形成という話がありましたが、部長おっしゃるように、場所の問題で、100%の合意形成はあり得ないと、私も思っております。

しかし、これだけいろんな不満が出ているということは、場所の合意形成を100%図っていないということではなくて、経過とか、いろんなことに疑義があるんだらうと思うんです。

ですから、私はそういう疑義に対しては、しっかり向き合って、説明をすることによって、こういう用地費のデリケートな問題に対しても、スムーズにことが運ぶんじゃないかなというふうに思っているわけなんで、その辺をしっかりと向き合って、本当に気持ちよく開園ができるように努めてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

○神吉委員長 津田委員の答弁と同じ答弁になるのではないかと思うのですが、違う答弁がありますか。

大谷部長。

○大谷教育部長 違うと言いますか、よりよいものを、こども園をつくっていくところでは、教育委員会も含めて、地域の方も願っておられることだと思しますので、前回の常任委員会でもお話がありましたように、このこども園というものを、どうしたものか、地域の、市全体のこども園ですけれども、城下地区のこども園として、これから位置づけされてくるわけですから、そういったものをどういったものにしていくのかということ、しっかりとお知らせしていく。それから、地域の声を聞いていくということが大切だと思っておりますので、そういった機会も設けていきたいと思っております。

そうしたことが、このこども園整備に当たって、理解が深まっていくことというふうに考えておりますので、その点については、工事だけではなくオープンまで、きちんと教育委員会として責任を果たしていきたいと思っております。

○神吉委員長 以上でよろしいか。

そのほかがありますか。

大畑委員。

- 大畑委員 重ねて申し上げますが、場所の問題で100%合意をとってくれということをお願いしているのではないことだけ言っておきます。
- 神吉委員長 今井委員。一度、質疑を聞かせてください。
- 今井委員 そのことに関して、もう少し具体的なことで、関連で質問させていただきたいのですけれども。

2点あるのですけれども。まず、この協議経過についての委員会資料ですね、その令和元年度の1月30日の城下ふれあいセンターの説明会があると思うのですけれども、これは、主催はどこが主催だったんですか。教育委員会が主催なのか、地元の人が主催なのか。

城下地区の保護者等を対象にと書かれているのですけれども、私が会議録を見た感じでは、全住民が対象だったのではないかなと思うのですけれども。まずそれが1点です。

それから、2つ目に、先ほど来あります地域に周知をしていくという話ですけれども、具体的にどのような方法で周知をされようとしているのか。文書だけでしていくのか、令和元年1月30日のような、全住民を対象にした説明会をしていくのか、そのあたり、各自治会でこの間、協議したりとか、署名があったりとか、アンケートがあったりとか、結局、全住民を対象に、この3年間、いろんなことが起こっていると思うのですね。

そういう意味で、この1月30日にされたような、全住民を対象にしたような部分、そういう説明会をするのが丁寧な、誠意ある進め方ではないかなというふうに思うわけですけれども、そのあたり、具体的な周知の方法はどのように考えておられるのか、お伺いします。

- 神吉委員長 その2点お願いします。

中尾次長。

- 中尾次長兼こども未来課長 まず、1点目、令和2年1月30日の城下ふれあいセンターでの説明会につきましては、対象者は、ここ保護者等としておりますが、地域の皆さんを含んでおります。さらに、この説明会は、宍粟市教育委員会、こども未来課が主催で、呼びかけて行っております。

2点目、地域への周知の方法について、先日の常任委員会のほうでも御答弁をさせていただいたことなんですけれども、まずは文書、書面でもって地域にこれまでの経過について、今ここまで決まっていますよというような形で説明をさせていただ

だきたいと思っております。

今後、折に触れまして、例えば場所が決まり、運営方針が決まりということが整ったときには、ここにこういうこども園ができますよという説明会も、検討させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 折に触れてという言い方をされましたけれども、具体的なことが決まったら、全住民を対象にした説明会もされるという形よろしいでしょうか。

1月30日の分が、教育委員会主催という形でされていると思うのですね。それならば、なおさらのこと、いろんな経過があった中で、最終的にもう一回、教育委員会が主催で全住民を対象にした説明会をするというのが、誠意ある対応じゃないかなと思うわけですがけれども、折に触れてされていくというところ、もう少し具体的なことがあればお答えください。

○神吉委員長 大谷部長。

○大谷教育部長 先ほど、住民説明会のお話が出ていましたけれども、今回に限れば、非常にイレギュラーなことで、候補地のところで最終的に地区協議会というのを設置して、候補地を、意見をまとめていただいたという形になっております。

これまでの地域については、どのようなこども園にするのかということで、地域の方に入っていただいて、教育委員会の附属機関である地区協議会というのを開催しておりますので、そういった場で、これから先、経過も含めまして、城下地区のこども園がどのような、特に地域の方が関心を高くもっておられるところは、小学校との連携、中学校との連携だと思っておりますので、そういったところも協議をしていただく場、意見をいただく場というのをもっていくことが、直接対話できて、よいのではないかと考えておりますので、これまでの経過でのお知らせと、それから法人が決まりましたら、運営法人と共に、教育委員会の附属機関である協議会を、今度は場所の協議ではなく、中身の協議について、意見を深めていきたいと、そのようなスケジュールで、令和4年度を迎えていきたいと思っております。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

垣口委員。

○垣口委員 蔦澤小学校統合校舎等改修事業について、少しお聞きします。

現伊水小学校、かなり老朽化も激しい中で、今回、2億5,000万円からの予算が組まれております。校舎・プール等改修工事、設計監理業務等の内訳をお教えいただきたいのが1点と、2番目として、改修工事中の対応はどのように行うのか。また、

時期などはいつごろを予定されているのかというのを伺いたしたいと思います。

○神吉委員長 西林次長。

○西林次長兼施設整備課長 垣口委員からの（仮称）蔦澤小学校統合校舎等改修事業について、お答えいたします。

伊水・都多小学校区の学校規模適正化により、令和4年4月1日に、現在の伊水小学校において、蔦澤小学校が新規開校します。

この規模適正化については、地域の意向により、1年前倒しとなり、工事に係る国からの財源確保の関係から、新規開校後の令和4年度、来年度に改修工事を行うことになっております。

今回行う工事の概要ですが、現在の伊水小学校の校舎は、昭和55年の建設から41年が経過して、老朽化が進んでいることから、外装では、屋上の防水や外壁の塗装について、改修します。

一方、内部では、各室の床、壁、天井の改修を行います。特に床についてですが、現況では、廊下と教室に段差があることから、教室の床を下げるなどして、段差解消を図ります。

また、トイレについては、湿式・和式であるものを、乾式・洋式化します。

校舎以外では、学校への新たな進入路を設けて、児童等の歩行者と、車両の分離を図ります。

プールについては、老朽化により機能低下しているろ過装置の更新や、プールサイドへのシート張り等を行います。

さらに、運動場南西側の民家への、ボートが飛んでいくことによる屋根の損壊等を防ぐための防球ネット設置を行います。

これらの工事を行うために、昨年10月に設計監理業務を発注し、現在、学校も交えて詳細を協議、調整しながら、実施設計を進めているところであります。

設計完了後に入札等の手続を経て、令和4年6月に工事を発注し、工事と工事監理業務を実施する予定となっております。

工事については、来年度の夏休みが始まると同時に、本格的に着手し、まずは校長室、職員室、事務室、保健室等の管理諸室、そしてトイレ、普通教室について、集中的に工事を行い、夏休み期間中をめどに、これらの工事を終えます。

その後、2学期に入ってから、残りの特別教室やプール等の工事に、順次着手し、令和5年2月までをめどに、全工事を完了させる予定となっております。

児童が不在の夏休み期間中に、集中的に工事を行うことにより、安全を確保する

と共に、授業への影響を最小限にとどめたいと考えております。

また、夏休み期間中は、工事を行わない体育館のミーティング室に職員室を一時的に移して、教職員の安全確保を図ります。

工事期間中は、定例連絡会議を開催し、学校と教育委員会、工事請負者による協議、調整を行いながら、工事を進めることとしております。

この定例連絡会議において、学校との協議調整を密に行いながら、2学期以降の工事についても、授業等への影響が最小限となるよう、順次、工事を進める予定であります。

以上です。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 一つだけお聞かせ願いたいんですけども、昭和55年に建築されたような校舎ですので、耐震性に関してはいかがなんでしょう。そういうものに関しては、ちゃんと工事なり補強なりはできているのでしょうか。

○神吉委員長 西林次長。

○西林次長兼施設整備課長 平成17年か18年だったと思いますが、耐震診断をしております、そのときの結果が、現在の耐震基準に適合しているという結果でございましたので、耐震性はございます。

○神吉委員長 垣口委員。

○垣口委員 子どもたちが安心安全に学べる校舎になるよう、ぜひ、よき工事を進めていただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 審査の途中ですが、ここで休憩をします。10時45分まで休憩します。

午前10時28分休憩

---

午前10時45分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業へ進みます。

八木委員。

○八木委員 それでは、よろしく願いいたします。

主要施策の82ページ、生涯学習講座等運営事業についてですけれども、これも予算質疑のときに教育長のほうから答弁いただいたんですけれども、オンライン入門講座とあるんですけれども、行政手続等が簡単にできるようにということでやられ

ていると思うんですけれども、高齢者の方、特にパソコン、スマートフォン、持っておられる方はいいと思うんですけれども、持っておられない方でも、興味があって、その講座を受けようという方もおられると思うんですけれども、そのときの対応はどのようにされるのか、お伺いいたします。

あともう一つ、女性のためのリカレント講座とあるんですけれども、これはどういったような講座なのか、説明をお願いいたします。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 八木委員からの御質疑について、お答えいたします。

まず、1点目のオンライン入門講座ですが、パソコン、スマートフォンを持っておられない方については、学遊館と一宮市民協働センターで、現在、生涯学習講座として使用しているパソコンがありますので、そちらを利用して参加いただくことができます。

現在、計画している講座の対象と想定しているのは、既にパソコンなどをお持ちの方で、自宅など遠方からオンラインミーティングに慣れて、さらにそれが活用できることを目標としておりますが、持っておられない方でオンラインに興味があって、体験してみたいと御希望があれば、積極的に参加いただけるように工夫をしたいと思っています。

次に、2点目の女性のためのリカレント講座についてですが、まず、リカレント教育というのは、学校を卒業してからでも、何度でも学び直し、自己の技量アップはもとより、復職や転職に生かしていくというものです。

内閣府が2020年に行った調査では、公的な職業訓練以外で学び直した人以外で、自己啓発として学び直した人の数のほうが、3年後には収入が増える傾向が強まるとの分析結果もあります。

地域での女性の社会参加が必要とされる中、令和4年度では、まず子育て中の方や家族の介護をされている方、復職や在宅ワークを考えておられる方などを対象に、優しいプログラミング講座を計画しております。

プログラミング学習は、Web作成やゲームのアプリ作成など、在宅ワークでの需要もありますし、このような簡単なものから始めて、この講座をきっかけに、自ら、経理システムや、販売・管理システムなど、より専門的な学びや、ITの人材育成が繋がればと考えております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。



○八木委員 分かりました。それで、リカレント講座、個人個人、何が学びたいというのは、別々にいろいろあると思うので、宍粟市内では、市でやっているのは何種類ぐらいあって、こういうのをしたいなというのがあったら、それを学べるということになるんでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 現在、リカレント教育というのは、しているところはないのかなと認識しておりますが、このリカレント教育というのは、今回の社会教育振興計画に基づいて、まず最初に取り組む内容になっております。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 そうしたら、今のところ、宍粟市内ではまだこういう体制は整っていないということよろしいですか。今から構築されるということ。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 社会教育の分野で、積極的にこれを推進していくことを考えております。

今回の分は、令和4年度はプログラミング講座ということで、シリーズで考えております。

○神吉委員長 プログラミング講座の1講座ですね。それを続けると。

橋本次長。

○橋本次長 先ほど、担当課長が、リカレント講座について説明をさせていただきました。補足の説明をさせていただきます。

今まで、宍粟市では、生涯学習講座として、各生涯学習事務所であったり、社会教育文化財課が行います自己の教養を高め、また高齢社会における生きがいづくりという観点で、講座を推進しておりました。

このリカレント講座というのは、人生100年、また生涯活躍社会という大きな大前提が国のほうでありまして、その中で、リカレント講座、それは自己のスキルアップにより、社会で、また自らが、幾つの世代になっても活躍する、そのきっかけとして、リカレントということで、学び直しという日本語訳がついております。

今回の新しいリカレント講座の想定につきましても、Web作成やゲームのアプリ作成、パソコン、スマホ等を持っておられる方を主に考えておりますが、そのWebやゲーム等のアプリを使った中で、その方が次の講座終了後、自らの意思でその世界に足を踏み込んでみたりとか、Webやアプリを用いた新しい人生設計の一つになればということで、リカレント講座として新たに社会教育振興計画の基本の

方針の中で、定めていくものであります。

新しい取組でありますので、また御支援、御協力、説明をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○神吉委員長 次の事業は、今井委員お願いします。

○今井委員 それでは、主要施策83ページの学校給食運営事業についてです。

私のほうからは、とりあえず簡単に、少しだけ聞きたいんですけども、まず、新年度から運営方法が変わると思うんですが、保護者のほうから集める学校給食費の決め方は、今までと同じような形になるのでしょうか。学校長とかPTAの給食担当とか、各学校、地域での給食委員会というところで決められていたように思うんですけども、そのあたりは同じやり方が続くんですか。

以上です。

○神吉委員長 池本給食センター所長。

○池本山崎給食センター所長 今井委員の、保護者からの徴収、学校給食費なんですけれども、その決め方につきまして、現状と同じかどうかというところで、お答えをさせていただきたいと思えます。

先ほど、今井委員のほうがほとんどお話つなぎをいただいたんですけども、学校給食費の額というものにつきましては、市の条例で、宍粟市立学校給食センター条例というのがあります、その第4条に基づいて設置をされております、先ほど今井委員が言われたところです。

PTAであったり、学校長、それから学校医なりで構成しております運営委員会というのがあります。そちらのほうに、まずは教育委員会で、この金額でどうかなというところを諮問します。それで、オーケーであれば、教育委員会が最終的に決定をするというのが、現行の制度でありまして、4月以降、一般会計にはなりませんけれども、引き続き、同じ形で決定をするという形になります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

それでは、同じところで、大畑委員。

○大畑委員 私は、学校給食の運営事業で、地元産の野菜などの使用、いわゆる地産地消の関係について、少しお伺いしたいのと、あと第3子以降の補助費の免除の関係、2点に分けていきたいんです。

まず、地産地消の関係から入りたいんですけども、なかなか分かりにくいんで

すね、私たちが見ても。素人が見ても。

市からの支出、この説明にもありますように、地産地消推進事業として、予算として1,300万円余りがあるんですけども、全体としては、1億5,346万4,000円あります、食材費全体として。

ここにあるように、予算書にもあるのですけれども、全体の食材費と、その下に地産地消として、括弧書きで1,000何百万円と書いてあるから、10%未満ぐらいにしか見えないのですね、金額ベースで見るとね。しかし、実際は、給食費全体の中に、多くの地元産が使われているんだらうと思うのですね。それをもう少し見える化していただきたいなというふうに思っています、まず現状、地産地消率は重量ベースで判断しておられるのか、金額ベースで決めておられるのか、そのあたりちょっとお伺いします。

そして、今年度の予算の置き方として、どのように考えられているのかということをお伺いしたいし、今後、地産地消率を伸ばしていこうというお考えがあれば、どのように考えておられるのかというあたり、現状と今後について、お伺いいたします。

○神吉委員長 池本所長。

○池本山崎給食センター所長 それでは、大畑委員の質問の、まず1点目、地産地消率を高める取組と、総じて申し上げるんですけども、取組というところで回答をさせていただければと思います。

おっしゃるように、地産地消率、食材費の割合でいいますと、10%満たないという見え方になっておるんですけども、今現在、市の地産地消率なんですけれども、先ほどの金額あるいは重量ベースというお話ですけども、重量ベースですと。あくまでも野菜あるいは米を含めてパーセントを出してくる。なので、果物であったり、肉類というものは含めない中でのパーセントを作っております。

ちなみに、令和3年度といいますか、令和4年の2月現在で、そのパーセントを出しますと、米を含めて73%になります。米の48トン程度になるのですけれども、省きますと、57.3というのが、地産地消率ということになります。

おっしゃるように、給食の食材費というのは、1億5,300万円余りというところになっておりました、そのうち、今回、予算であげておりますのが、1,445万円が地産地消の推進事業という形になってはおるかと思えます。

この1億5,300万円余りですけども、この中には、先ほどの、例えば米が1,636万円余りが含まれています。詳細で申し上げますけれども。それと、牛乳が3,360

万円余りが入っております。

単純に、その部分を、1億5,000万円から引き算をしますと、1億300万円余りが副食というか、野菜というか、肉というか、というところになりますので、そこを、先ほど申し上げた、例えば57%ぐらいを掛け算をしますと、結果的には、地元の食材というか、野菜については、割合で言えば24%程度ですか。金額で言えば、5,929万円余りが地元の物という形になります。

5,929万円余りという金額は、地元産ということになりますと、そのうちの1,445万円というのが、先に申し上げたんですけれども、24%程度が、この事業で一部負担しておる額という形になります。

もう1点ですけれども、取り込みというか、どのような、今後のことも含めてなんですけれども、学校給食センターで地産地消率を上げていきたいというか、その取組につきましては、まず1点目です。まず1点目と言いますか、やはりこれが一番大きいのかなと思っておるんですけれども、まずは、例えば野菜の話をさせていただきますと、地元産で確保できるかというのが、まず前提です。次に、県内産、それから国内産といったような形で、納品先を決定するというシステムをとっています。

加えて、地元の生産者であっても、年によれば多収穫になるというようなことで、普通の販売ルートに流れにくいということがあると。値が下がってしまうというようなこともありますので、そういったときには、農協であったり、というところからの連絡があります。使ってもらえへんかなと、というような話があります。

可能な限りですけれども、それ以降の食材、献立の食材を変更するなどして、それを使うと、使わせていただくというようなところも、生産者の経営安定という部分では寄与できているのかなと思っておるところです。

こんな感じです。以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 全国的にも誇れるということでやっておられるわけだし、その分、現場で携わっておられる方々の努力というのは、相当大変なものがあるんだと思うんですね。

そういうふうに、市からのお金も入れ、あるいは給食費として皆さんから徴収する、そういう中でこういうものが成り立っているということを、もっとPRをすることによって、見える化することによって、子どもに何をしっかり食べさせていく必要があるのかということ、行政も保護者も共有していく必要が、私はあるんじ

ゃないかなと。非常にすばらしいことだと思います。

今、ずっと、ただ言葉でおっしゃっても、入っていかないんですよ。よく分かる人は、きれいに整理ができるんでしょうけれども、みんなが分かるように、少し見える化して、ホームページにアップするなり、そういうことを考えていただきたいなというふうに思います。

今のお話では、重量ベースで野菜と米で70%を超していると。そこに地元の果物とか、お肉とか、そういうものを含めると、もっともっと高くなっていっているんだと思うので、そういうことをどんどんPRを進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本山崎給食センター所長 まさしくおっしゃるとおりかなと思います。

先ほどお話しさせていただいた部分は、特別は触れてないのですけれども、市のホームページで、宍粟市の学校給食の取組というのは、地産地消なりという部分は、一応、あげてはおるんです。

そういった中に、何キロ使っているとか、この肉を使っているとか、鹿肉を使っているとか、という表現はしておるのですけれども、インパクトがない部分があるのかなとは思いますが。引き続き、もう少しPRできるように対応していきたいと思っています。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それでは、次に、学校給食費の免除の関係について。

毎年申し上げているのですけれども、令和4年度も同じ制度設計できております。単純に、教育委員会の資料に基づいて、対象児童のところ、率に出してみたんですが、小学生で16%が対象かなと思いますし、中学生が6%の対象かなというふうに思います。

これだけ少子化が進んできている中で、対象になるところは非常に偏っているんじゃないかなというふうに思ってます。もう少し子育て世代への支援策として、広めていく必要があるんじゃないかなというふうに、私は思うわけですけれども、教育委員会は、がんとこの制度がいいというふうにおっしゃっているので、その効果について、どのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っています。

○神吉委員長 所長として答えられる範囲でお願いします。

池本所長。

○池本山崎給食センター所長　それでは、令和4年度の第3子の給食費免除対象の児童等の割合につきましての、子育て世代支援の施策として、効果があるのかどうかというようなところで、回答を申し上げます。

委員が提示された児童、あるいは生徒の割合というのが、おっしゃるとおりで、全児童、あるいは全生徒数が分母になっての割合ということになります。

16%あるいは6%というところで、補助、免除を受ける方というのが、非常に少ないということなんですけれども、今現在、住民基本台帳なりで第3子以降というところで、対象になり得る方、この制度に乗れる方というのが309家庭というか309戸ですね。

それで、そのつながってくる児童が276名、それと生徒、中学校が62名という形で予算化を、4年度しております。

結果的に、今現在、申請されておるのが92%程度ということになりますので、24戸程度の方が申請をされてない状態。恐らくは要保護、あるいは準要保護の家庭ではないかなということになっております。

平成30年から、この制度は始まっておるんですけれども、その際、以来常に申し上げておるところなんですけれども、財源が伴うというところで、持続が可能な制度としております。

令和4年度も、1,433万円という形で、多子世帯の一部にはなるんですけれども、経済支援は何とかできておるのかなと考えておるところです。

以上です。

○神吉委員長　大畑委員。

○大畑委員　所長として答えにくいなという、何かちょっと元気ないですよ。

多子世帯対象という制度設計からいったら、そうかも分からないのですけれども、多子世帯というのは偏っているんじゃないんですかと、僕は思うので、学校給食、今も言いましたように、多くの地元の食材を提供して、皆さんの努力で成り立っているものについて、もう少し広く、皆さんに免除とかしながら、広げていく。

一方で、多子世帯以外でも、相当、困窮世帯が増えてきていると思うのですよ。そういうこと背景も見ながら、限られた財源の中で、苦労もあるかも分かりませんが、そういうお考え、もう少し多子世帯以外のところにも目を配ってみようというお考えはございませんか。

○神吉委員長　大谷部長。

○大谷教育部長　まず、第3子以降の支援について、教育委員会の考え方、以前、常

任委員会でも申し上げましたけれども、スタートに当たりましては、学校給食ということで、就学前のところは対象ではありませんから、18歳以下で小学校以上の中で、18歳以下の子どもを養育する家庭の中で、第3子目以上の方を免除するという制度だったと思います。

それから、就学前の無償化の中で、給食費というものが出てきまして、市として支援をしている。教育委員会も、どちらも課は違いますが、制度の中で、今、ゼロ歳児から18歳以下の、養育している子どもの中に、第3子以降がおられて、給食を利用される保育所とかこども園の子どもについても、免除しているというところで、一定、多子世帯への制度としては、以前よりも充実した制度となって、18歳以下を対象にできているというふうに、この制度については考えております。

貧困のところについては、要保護、準要保護制度であったりとか、そういったところで、今のところ賄っております。

今後について、困窮のところの支援策というところは、今現在、検討はしておりませんが、困窮という切り口で、一度、見てみることも必要だと思いますので、それについて、制度を設けられるとか、どうかということではありませんが、困窮という視点で、給食のところも見ていきたいと思っております。

○神吉委員長 予算の質疑としては、以上でよろしいですか。

それでは、次の事業へ移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、部局資料として出してくださっております4ページの就学援助事業の状況というところで、質疑をさせていただきます。

この表を見てみますと、令和3年の分ですが、小学校の援助率が8%、中学校が11.2%と、援助率が高くなっておりますが、その理由の御説明を願いたいと思います。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤次長兼教育総務課長 山下委員からの御質疑、就学援助事業の状況で、小学校及び中学校の援助率が高くなる理由について、お答えいたします。

文部科学省の就学援助事業実施状況調査の公表値によると、兵庫県、また全国的に見ましても、中学校の援助率のほうが高い状況となっており、委員のおっしゃるとおり、宍粟市においても、中学校の援助率が高い状況となっております。

就学援助は、児童扶養手当を受けておられる受給者がほとんどを占めております。令和3年度では217人で、そのうち小学校が119人、中学校が98人となっております。

す。

全児童生徒数は、2,622人で、小学校1,698人の63.8%、中学校964人で36.2%となっておりますので、この率からすると、小学校が児童扶養手当を受けておられる受給者の人数が138人ほどになってもいいと思うのですが、少子化とか児童扶養手当を受給される際の子どもの年齢などが影響しており、中学生のほうが高い率になっている状況だと考えております。

規則の改正によって、民生委員児童委員の意見書については、原則不要としましたので、保護者にとって申請しやすくなっております。

今後、さらに援助が必要な方へ、必要な支援ができるよう、制度の周知についても、引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 申請がしやすくなったということで、本当によかったと思います。

それで、今現在、新型コロナウイルス感染症禍の中で、援助が必要な人が増えているのではないかと考えられ、この表の年度をずっと追っていきましても、小学校のほうがそれほど援助率がコロナ禍で伸びていないように思いますけれども、その辺、援助が必要な人が増えてきていて、申請が増えてきているというような状況があるのかどうか。

それから、令和4年度、申請者が増えるというような見込みで考えておられるのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤次長兼教育総務課長 令和4年度につきましては、まだ審査段階ですので、受給者が何人になるかという報告はできませんが、少子化も影響しておりまして、全国的にも率は下がっている状態になっております。

また、令和4年度の就学援助の受給者が分かれば、委員会の中でも報告したいと思います。

以上です。

○神吉委員長 続いて、ICT支援員も、山下委員お願いします。

山下委員。

○山下委員 それでは、続いて、質疑をさせていただきます。

資料の5ページのICT支援員配置事業というところです。

この中で、教員OB1名の教育委員会への配置との説明がありますが、どのよう



な勤務実態になるのでしょうか。また、186万1,000円という予算の措置で、現場からの声と対応が可能なのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 山下委員からいただきました質疑に御回答いたします。

I C T支援員につきましては、学校教育課にI C T教育の推進に係る事業担当として所属いただきまして、県教育委員会からの情報教育の授業に係る事務や、各学校へのI C T教育推進の研修会の講師、あるいはサポートに従事いただいております。

今年度は市内全ての小・中学校に2回ずつ定期訪問として合計38回の訪問を行い、I C T教育の推進に係る校内研修の講師等を務めていただきました。また、その38回にとどまらず、そのI C T機器が不調であったり不具合等が発生した場合の緊急対応や、I C T機器を用いました授業等への支援にも、さらに学校訪問をしていただきまして御活躍いただいております。

現場からの十分な御希望等に対応できているかということにつきましては、現状は何とか御対応できているのではないかと考えているんですが、さらに手厚い対応を進めていく必要があるとも考えておりますので、今後も複数配置の予算確保と適切な人材確保の両輪での取組を次年度以降も推進していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 今、特にコロナ禍というようなこともありまして、このI C Tの支援員の方がお一人ということは、先ほども御説明がありましたように大変な状況下であると思います。その中で、この予算措置が令和4年度ということなんですけれども、今後対応していきたいということなんですけれども、その年度途中におきましても常に支援員の増員を求めていくというような考え方であるのかどうかということをお尋ねします。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 現在未定ではございますけれども、例えば県教育委員会からの情報教育支援等につきまして、年度途中の事業等、派遣等も、もしそういった機会がございましたら先ほどお話しさせていただいたような人材確保の面と、予算確保の面の両輪での取組が必要となりますので、新学期当初からその両面での取組は進めていきたいと考えております。

○神吉委員長 次の事業は、津田委員お願いします。

○津田委員 関連してのところになるんですけれども、オンライン学習支援ソフトの利用事業について予算計上されていますけれど、この3年度でこういった課題があったかというのがあれば、それに対しての新年度に向けての取組をお聞かせください。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 津田委員からの御質疑に御回答いたします。

委員御指摘のとおり数点の課題が浮かび上がっております。まず1点目としましてはタブレットドリルなのですが、教師が児童一人一人の学習進捗状況を把握したり、その都度、個人個人に応じた適切な支援を行うことができる、児童生徒が安心して学習に取り組むことができる大変有益なソフトでございますがゆえに、そのソフトの活用が大変難しく、十分に使いこなすスキルの習得が必要だということがまず分かりました。

2点目としましては、新規に導入したドリル教材ですので通信環境の不具合、これは機器の不具合というよりはドリル教材の会社のほうの不具合等で、スムーズな動作が難しかった時期がございました。

それで委員御指摘のとおり、令和4年度に改善に向けて解決方法を進めていかなければならないんですが、令和4年度からということではなくて、既に課題のほうから学校から学校教育課のほうに寄せていただいておりますので、現在も先ほどの2点について様々な改善方法を考えながら対応しております。

まずは市のICT支援員、先ほど山下委員のほうで御質問にありました、支援員が全ての学校を訪問しましてタブレットドリルの活用についての研修会を実施したり、突如な機器の不調等の緊急対応を行ったり、また児童生徒や教員が活用しやすい環境づくりにも御協力いただいております。改善の今は途中でございます。

2点目のドリル教材の不具合なのですが、こちらはドリル教材のタブレットドリルサポートの業者様に依頼しまして、市内全ての学校を業者のほうから訪問いただきまして、ドリル教材の動作に係る不具合を直していただいたり、また使い方の研修会も同時に行っていただくなど、学校の先生方や子どもたちに手厚いサポート体制がつくられますよう、今も取り組んでいる最中です。次年度も継続して取り組んでまいりたいと思います。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 実際、今回は257万4,000円で、この予算措置というのはこのソフトの利用料の予算措置なんですか、それともプラスアルファで何かそういう改善に係る部

分の予算計上というのはあるんですか。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 委員が最初におっしゃったソフトの利用の費用ではありませんが、そちらに業者様のアフターケアということで、先ほどお話しさせていただいたような学校の訪問であったり、研修会の実施もしていただけるサポート部分も含まれております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 実際に今後の子どもたちというのは、やっぱり S o c i e t y 5.0 の次の新しい時代に向けて、やっぱりこういう教育は地方ほど、やはり少子化で子どもの人口が減っている中で、今は I T 分野の人材不足も当然言われている中で、やはりこういう教育環境というのはしっかり整えていってあげないといけないと思うんですけども、その辺がこのあたりの予算で十分補えているのかなという思いがあるんですけど、そのあたりはどうなんですか。

○神吉委員長 中田副課長。

○中田学校教育課副課長 委員御指摘のとおり様々な学習方法、あるいは学習スキルを可能な限り子どもたちに提供してやるのがベストだと考えられますが、まずこの新規に導入しておりますタブレットドリルにつきまして、先ほどの課題にも挙げさせていただいたとおり、十分な活用がまだ全ての学校でできていない状況でもありますので、まずこちらを適切に活用したり、十分な活用を行うことで、子どもたちの日常の学習活動とつなげていくことにまず取り組んでまいりたいとは思っております。

○神吉委員長 津田委員。

○津田委員 分かりました。実際にこういうオンラインの授業を進めていく中で、現場のほうからその通信速度でよく言われているのが、例えば G I G A スクールに向けて実際に使い始めたら、通信速度が思いのほか出てなかったとか、やはりそういう不具合があったとか、そういった部分の予算計上というのは、令和 4 年度はされていないのか、特に問題はなかったんですか、そのあたりは。

○神吉委員長 西林次長。

○西林次長兼施設整備課長 昨年度、G I G A スクール構想に基づきまして通信環境の整備を学校において行ったわけですが、今年度当初から使い始めたところ若干の不具合等もありましたが、それも逐次、原因を確認しながら改善していったら、今のところ問題なく使っているような状況でございます。

○神吉委員長 次は、山下委員お願いします。

○山下委員 それでは同じく5ページ、資料を出してくださっている分で質疑させていただきます。

特別支援教育の充実に関する取組というところですか。療育手帳を持たれる方が増えておられて、障がいの特性も非常に多様化していると思っております。

そこで、この小・中学校を1名の推進員で計18名という特別支援教育推進員の配置となっておりますが、この配置基準がどのようになっているのかということと、それから1名ということの問題はないのかということ。それとまた公認心理師の配置ということで、学校教育課に公認心理師を配置し、支援を要する児童生徒等のケアを行うということではありますが、1名ということ、この配置基準がどうなっているのかということと、1名で問題はないのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 山下委員からの御質疑で、特別支援教育の充実に対する取組についてお答えさせていただきます。

まず、小・中学校の特別支援教育推進員の配置については、個別に支援が必要な児童生徒に対して合理的な配慮の提供が実現できるように、現在は各校1名ずつの配置として、児童生徒の実態に応じた個別の対応ができる体制を確保しております。

また、続いて公認心理師の配置については、支援を要する児童生徒や教職員の心のケアを目的とした面接を行っていただいたり、宍粟学校サポートチームのメンバーの一人として、学校支援を行っていただいたりしています。

児童生徒や学校から面談の希望などがあつた場合には、事務局で日程調整して必要な時間を確保して対応いただいているところです。今後もこの公認心理師の活用については、児童生徒や教職員への支援、サポートが充実するよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 現在のところ本当にその障がいの特性も多様化している上に、その障がいの特性の上に児童生徒お一人お一人の特性がまた違ってきているという、それは非常に適切な対応が求められ、推進員の方及び公認心理師の方は大変なお仕事だと思うわけでありまして。

そこで各1名ということでありましたら、そういった大変な中での対応が各学校

に1名で18名ということですのでけれども、できるのかどうか。あるいは公認心理師さんにおきましては1名ということで、そういった大変な中でできるのかどうかということでお尋ねしたいわけなんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 多様な子どもたちの障がいの特性であったり、そういったことに対応するため、また増加しているそういった特別な支援が必要な子どもたち、個別の対応が必要な子どもたちが増加しているというのは、委員の言われるとおりにかなと思ってます。

そんな中で、まず18名の特別支援教育推進員については、きちんと研修会も市のほうで対応して、そういった特別な支援の在り方であったり、多様な特性への対応ができるような、そういった研修も進めております。

さらに委員が言われたように、例えばそういった対応の児童がたくさんいる、たくさんそういった対応が必要な生徒がいるという学校もありますので、そういった場合には県の加配になりますが、学校生活支援教員ということで県からの加配の先生方もそちらに対応していただくということで、現在4名の加配を配置して、その先生方がそういった児童がたくさんいる学校、生徒がたくさんいる学校にはサポートしていただく体制も整えています。

さらに来年度も1名、その加配を追加して何とか確保することができましたので、さらにそういった特性であったり、個別の対応ができるような体制を整えているところです。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 公認心理師さんのほうで、もう一回だけ質疑させていただきたいんですけども、公認心理師さんと相談したい保護者及び児童生徒と、令和3年度におきましては一月にどのぐらいの日程を取って、相談日とかを設けられたのか。それで令和4年度はどのぐらい相談日を設けられようとされているのか、お尋ねいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 公認心理師さんについては、令和3年度は何人の対応をしたというのは、ちょっと現在のところ集計しておりませんので、私のほうで今数を持ち合わせておりませんが、学校や児童生徒からそういった面談の依頼があった場合には、今のところ全て対応ができています。

何とか令和4年度についても学校や児童生徒からそういった面談の希望がある場

合には、日程も調整しまして全てにきちんと対応していきたいと考えております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと関連でお伺いいたしますが、推進員のところではなくて、そもそもそれぞれの特性に応じた合理的配慮という形で特別支援学級というのがあるのかと思うんですが、これは障がいの種別によって学級編制になっているのか、ちょっと聞き及ぶところによりますと、あらゆる複数の別々の障がいがある方々が、1つの学級で支援学級をされているというようなことも聞いたことがあるんですけども、そのあたりの学級の設け方といいますか、それから教員の配置基準みたいなものがどのように決まっているのか教えてください。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 特別支援教育の学級については、例えば知的、自閉、情緒、肢体、弱視、難聴といったそれぞれ種別がありますので、その学級についてはそれぞれきちんと設置がありますので、場合によっては交流ということで一緒に学習したり支援することもあります。基本的には学級担任もそれぞれの学級に種別によって担任がつかますので、きちんと分けての別々での対応となっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。それと特別支援学級まではいかないけれども、通級指導が必要な方々、そういう方々への配慮ということに関しては、こういう推進員さんとか心理師さんがそこに関わっておられると解釈してよろしいのでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 言われるとおり、特別支援学級の在籍というところまではいかないですが、やはり支援が必要な児童生徒はいますので、そういった場合にこういった特別支援教育推進員であったり、先ほどお伝えしました県の加配で学校生活支援教員、そういった方々が通級での対応をするということになっております。

○神吉委員長 最後になります。大畑委員。

○大畑委員 それでは文化財保護の関係でお尋ねいたします。

部局の資料で17ページでございますが、説明板の予算が計上されております。今回、県の登録有形文化財に指定されましたところとか、山城を合わせて5か所になるのかなと思いますが、この18ページに説明板のイメージ図があるんですけど、ちょっとこんなのでいいのかなという思いがありまして、そういう文化財の指定をされているところであったりするところの説明板に対して少し意匠を、デザイン的なことをもう少し配慮する必要があるんじゃないかというように思いますし、それか

ら山城なども含めて周りとの景観にマッチしたようなものを考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、非常によく目立つ看板なんですけれども、ちょっと周りとの調和が取れていないように思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 大畑委員からの御質疑についてお答えいたします。

イメージ図は確かに白く、これは庭田神社に設置している看板なんですけれども、大きさ的にはこのようなサイズを思っております。また意匠については、今回民俗資料館については県の登録有形文化財に指定されたことも踏まえて、また民俗資料館に行く景観はもちろん調和したもので考えております。また山城看板につきましても耐久性のあるもので、その風景にといいますか、調和したものを予算の範囲内で設置したいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ぜひよろしくお願ひしたいのですが、ちょっと予算が小さいなという感じがいたしました。

それともう一つ、文化財の保存活用の地域計画策定の費用が置いてありますが、これはどういうことをされるのでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長 文化財保存活用地域計画策定業務に係る予算4万8,000円についてですが、この計画に係る策定費用については、補助の対象となる経費は全額国の補助事業になります。実施計画では令和5年から令和6年度の計画で予定しております。

令和5年度より本格的に策定を進めるためには、令和4年度中に国への補助申請をする必要があります。文化庁より策定についての採択を受ける必要がありますので、採択を受けるまでの経費については補助対象にはなりません。この文化庁へ協議を行うための旅費と、あとその計画に係る消耗品費を計上しております。

以上です。

○神吉委員長 以上で、発言通告をいただいておりますことに関する質疑は終了しました。

この際、これに関するところにおいて追加の質疑を認めますが、ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようでしたら、これで教育部の審査を終了します。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

午後1時より再開します。暫時休憩。

午前11時39分休憩

---

午後1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。

説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言され、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。マスク越しになりますので、やや大きめの発声をお願いいたします。また、マイクの先端が口元に向くようによろしくお願いいたします。

それから委員の皆様をお願いいたします。発言は意見、要望などに終始せず、適切な審査に努めていただきますようお願いいたします。論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、割愛してください。

また、説明職員の方は必要な場合を除いて同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、総合病院の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ御説明ください。

まず、簡略に概要の説明をお願いいたします。

菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 おはようございます。予算委員会の部局審査も4日目となりまして、連日の審査、お疲れさまでございます。

最終日の午後ということで、お疲れの中ではございますが、総合病院の予算審査につきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは早速ですが、病院事業の予算等の概要につきまして御説明申し上げたいと思ひます。



公立宍粟総合病院は昭和50年の開院以降、宍粟市域におけます基幹病院として、この地域に必要な医療を提供し、市民の生命と健康を守ってまいりました。

近年の少子化等によります人口減少と高齢化が進行する中で、医療資源の少ない西播磨北部地域の特定中核病院として、また本市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、急性期から回復期におけます診療や退院後の在宅医療まで、市民の皆様に安心して安全な医療を提供することを推進しております。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、本県の状況といたしまして病床使用率が6割を超え、国の解除基準を上回るなど依然高い水準にありますため、引き続き院内感染防止対策に万全を期するとともに、コロナ患者の入院受入れにも努めてまいります。

次に、具体の令和4年度の収益的収支におけます取組につきましては、手術枠の拡充や救急患者受入体制の充実、地域の医療機関との連携強化などによりまして患者確保に努めますとともに、本年4月の診療報酬改定の実施に伴い、新たな施設基準の取得や的確な診療報酬請求などを行うことによりまして、診療単価の向上に努め収益向上を図ってまいります。

一方、費用におきましては薬価等の値引き交渉強化、ジェネリック医薬品の使用拡大、物流管理システムを活用した診療材料費の抑制や委託業務の効率化に努めるなど、医業費用の抑制を図ってまいります。これらの取組によりまして、経常利益4,799万1,000円を確保する当初予算としたところでございます。

次に、資本的収支につきましては、入院患者に用います集中監視モニターや、手術時に用います自動麻酔記録装置一式などの更新を実施するとともに、新病院整備につきましては、昨年策定いたしました基本計画を踏まえ、基本設計に着手することといたしております。

また、持続可能な地域医療体制を確保するため、平成29年3月に策定いたしました新公立病院改革プランに基づき、平成29年度から令和2年度を計画期間として、この間、地域医療構想を踏まえました役割の明確化、経営の効率化などに取り組んでまいりました。

今後はこのたび策定されます持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインを踏まえまして、新病院の開設も念頭に置いた上で、本年度または令和5年度中に、令和9年度を計画期間の終期とする新たな公立病院経営強化プランを策定し、西播磨北部の特定中核病院、地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、その役割を果たしていきたいと考えております。

このような中で、市民の皆様が必要とする質の高い安全で安心な医療を継続的に提供することが、市民の皆さんの付託に応えることであり、このためには新型コロナウイルス感染症への的確な対応及び継続的な医療提供に不可欠な安定した経営基盤の確保が重要課題と認識しており、令和4年度におきましても引き続き院内感染防止対策に万全を期しますとともに、コロナ患者の入院受入れにも努めてまいります。

また、経常損益の黒字確保に向けまして、病院職員が一丸となって取り組み、健全かつ持続可能な病院経営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございますが、簡単ではございますけれども総合病院の予算の概要説明とさせていただきます。それでは、予算審査につきましてよろしく願い申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いします。

林委員。

○林委員 林です、よろしくお願いします。ただいま事務部長さんよりいろいろ経営について説明がありましたのであれなんです、それを踏まえてですけれども、今までは経営改革プランに基づいて数年前から努力されて、2年ほど前から黒字になっています。それを引き続いて令和4年度からも黒字経営をしてもらうために、どういう取組を考えておられるかということ、何ぼかは今説明されたんですけれども、その中でなかった部分で、診療枠とか休日の対応、それから職員体制など、そこらの今説明のなかった部分についてちょっとお伺いしたいんですが。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 林委員の御質問に私からお答えさせていただきます。

大きく申し上げますと、診療枠、休日対応、職員体制には大きな変化はございません。引き続き基本的に令和3年度の体制を堅持しつつ行ってまいりたいと考えているところでございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 大きな変化はないということなので、それほど大きな変化はないと思うんですけれども、それに併せまして2番目の質問なんですけれども、部局資料の中の一番最後の3ページに、病院職員の数とかが出ています、職員数という表が。その中で整形外科医の常勤医師数、これがかなりずっと前からゼロなんです。それで常

勤医師の確保でいろいろ努力されておられますけれども、まだ確保できておらんというようなことなんですけれども、病院の経営の中で一番大きなのは手術だと思うんです。手術をすれば収益も収入も増えるし、また入院も増えたりすると思うんですけれども、今常勤医師がおられないというようなことで、手術日も何日か特定日で手術するというような体制でやられておられますけれども、特に経営を上向きにするためには、やはり整形外科医の確保が重要だと思うんです。

これは今まで努力されてますけれども、招聘の見込みというか、それは今のところないんですか、あるんですか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 御指摘のとおり、病院経営の中で整形外科というのは非常に重要な診療科だと思っております。そういった意味で常勤の医師を配置することが、結局、整形外科のパフォーマンスを上げることでありますし、またこの高齢者の多い地域でも整形外科医の常勤がいるということは安心にもつながると、まさにそのとおりなんですけれども、御案内のとおり、以前は整形外科医が四、五名いた時期も御承知のとおりあります。それで平成16年4月に医師の臨床研修制度が大きく見直されまして、そういった中で常勤医を送っていた大学のほうが、外の病院から医師を引き上げだしたという中で、当院もその中に巻き込まれまして、平成19年度にはゼロとなってしまったところでございます。

そういった中で、整形外科の対応で当時非常に苦労して、何とかその整形外科医の確保ができないかということで苦心惨たんしておりましたが、なかなか結果が出なかったと。そういった中でかなりもがいてたんですけれども、平成25年度ぐらいに宍粟市御出身の大阪医科大学の植木先生、今は現理事長ですけど、理事長さんが兵庫県のほうに大学として地域医療に貢献したいというようなお話があって、そういった中で大阪医科大学と県と関係者がいろいろと協議しまして、当院へ大阪医科大学から地域医療の貢献の一つの姿として、非常勤医師が大阪医科大学から派遣されるという運びになったわけです。それ以降、今日に至るまで同じような状況が続いていると、非常に大阪医科薬科大学のおかげをもちましてというか、そういう状況でございます。

それで大阪医科薬科大学にも常勤医師の派遣というものを当然のことながら打診した時期もあるんですけれども、向こうも医師数とか関係病院の関係等々もありまして、ちょっとその対応は難しいということになっております。

それで現在お世話になっている大阪医科薬科大学との関係性でいうと、現時点で

は常勤医師の派遣というのは難しいことになっておりますので、何とかもうちょっとその派遣先を、間口を広げたような形で何とかならないかというようなこともいろいろと模索しながら、それでやっぱり大学からお医者さんを送ってもらうというのは非常にナーバスな問題があって、どこからでもとにかく送ってもらったらいということじゃなくて、やはり大学と大学の関係性とかいろんなものがありますので、こちらの御都合ばかりで全てできないところもあります。

そういった中で非常に慎重に情勢を見極めながら、引き続き常勤可の医師を送ってもらえないかということをしていろんなチャネルを利用して、院長が筆頭に、慎重に今いろいろと動いているさなかであります。来年、再来年にすぐに確保できるかという見通しは正直、現時点ではございません。ですが諦めずにできるだけ早期に確保できるような方向で、今粛々と努力しているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 今おっしゃられたように、なかなか難しいところがあると思うんです。整形外科だけではなしに、ほかの科の医師にも影響してきますので、どこからでもいいというわけにはいかんだろうと思うんですけれども、しかし今も研修医の話もされましたけど、特に整形外科医などは、その手術が上達するにはかなり勉強したり教えてもらったりするみたいなんです。ですからやっぱり2名ほど整形外科医がおられたら、また整形外科の研修医も勉強しに来られるということも、また相乗効果が出てくると思うので、それは今までなかったのが大変なんですけれども、やはり粘り強くやっていただいて、黒字経営が続くようにしてほしいなと思います。

以上です。

○神吉委員長 それでは、次は山下委員。

○山下委員 提出してござっております部局資料の2ページです。ここで医師在職予定者名簿というのを見せていただきました。

それで質疑したいわけではありますが、入院の場合、外来時のかかりつけ医師の診察などが望まれるが、常勤医師が不足しておるがために、入院時、非常勤の医師がその患者さんに、今まで関わって来てなかった医師が対応するというケースがあるのかどうかということを確認いたします。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷総合病院医事課長 それでは山下委員の質問にお答えしたいと思います。

非常勤医師が入院対応する場所があるのかということで、入院対応することはご

ございます。その場合は常勤医師に引き継いで対応できる体制を取っておる状況でございます。

具体的に言いますと、一般外来のうち、先ほどもありましたが整形外科は火・水・木曜日が診療枠でございます。整形外科医が対応し、それ以外の曜日につきましては外科の常勤医が対応しております。眼科、耳鼻科におきましては常勤医師がいませんので、治療ができる病院を紹介しておる状況でございます。

また、救急当番対応では、常勤医師がいる診療科につきましては常勤医師に引き継ぎます。常勤医師のいない診療科については先ほど申し上げましたが、治療ができる病院を紹介する体制を取っておる状況でございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 外来時のかかりつけ医ではない方に、入院して対応してもらっているというケース等もあるという答えだったんですが、私もそういうケースがあるということは知っていて、こういうことが今まで診てもらっていてよく分かっておられる先生に、やはり入院しても診てもらいたかったという声があるんですけども、それを解決できる方向というものは、模索等はされているのでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 山下委員がおっしゃることにつきましては、非常に望ましい姿ではあるんですけども、やはり診療科にもよりますが、医師を増員していくというのはなかなか簡単にいかないことがありまして、やっぱりある程度十分なドクターがいなければ、そういう同一性を担保するというのは難しいわけですし、そういった中で当然、担当のドクターが入院時と外来時で替わりますと、非常に患者さんの立場から御不安な思いをされるのも至極ごもつともなので、そのあたりは十分に患者情報、診断の内容等をきちんと引き継いで連絡調整して、適切な対応ができるように心がけておりますので、その事情をお酌み取っていただいで御理解いただければと思います。

○神吉委員長 よろしいか、疑義がありますか。

山下委員。

○山下委員 先ほどお答えもしていただいたし、私も質疑させてもらった内容というのが、結構市民の方にとっては大きな問題であるので、今後これが解消できる見込みがあるのかどうかということだけを最後の質疑といたします。

○神吉委員長 同じ答弁になるかもしれません。

菅原副院長。

- 菅原総合病院副院長兼事務部長 非常に申し訳ない答弁になってしまいますが、現時点では明確な見通しはございません。

ただ、そうあるべきという姿は認識はいたしておりますので、可能な範囲でどうか、今後ともその辺を念頭において診療体制の充実というものにつきましても努めて心がけていきたいとは思っています。

- 神吉委員長 大畑委員。

- 大畑委員 それでは病院事業会計について質疑させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。新病院の関係の予算は後で質疑させていただきます。

まず、予算書の18ページに、医業外収益のところでは他会計補助金がございますが、その医師確保対策経費、これはどういう形の予算なのか教えていただきたいのと、それから託児所の運営経費が2,700ぐらい上がっているんですが、繰出金からいいましたら、この託児所運営経費の繰り出しについては収入をもって充てることのできない経費となっておりますが、これはどういう意味なのかちょっと教えていただきたいと思っております。まず、他会計補助について、ここで一旦質疑させていただきます。

- 神吉委員長 大砂次長。

- 大砂総合病院次長兼総務課長 まず、医師確保対策経費につきましては、総務省の繰出基準に基づきまして、医師の勤務環境の改善に要する経費としまして、医師等の事務補助員の人件費分と医師募集に要する経費を一般会計から繰り入れいただいております。

それともう一点、託児所の運営経費の関係ですけれども、これにつきましては総務省の繰出基準に基づきまして、託児所の運営に要する経費としまして、託児所の運営委託料から利用者の利用料金を引いた分を一般会計から経営収入をもって充てることのできないケースとして、病院会計と一般会計が整理しまして繰入れをしているという状況であります。

- 神吉委員長 大畑委員。

- 大畑委員 分かりました。託児所のほうをちょっとお伺いしたいんですけれども、これは病院独自で医療スタッフの確保という意味でつくっておられますので、入所基準とかそういうものがあるんでしょうか。本来の子ども・子育て支援法とかで定めてあるようなものを同じように準用されて利用者の利用判定をされているのか、そのあたりです。医療スタッフだったらどういう状況であっても構わないのか、そ

のあたりをちょっと教えていただきたいのと、その総務省が定める基準という中に、そういうことが明確にうたっているのかないのか教えてください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 まず私のほうから託児所の入所基準でございますけれども、託児所につきましては医療従事者の確保という目的で設定しておりますので、特に福祉で定めるようなそういった基準ではなくて、医療従事者でありましたらどなたでも利用できるということで、そういったことから医療従事者を確保していこうという目的でありますので、特に制限というのはございません。

年齢につきましては、就学前までの児童という規定はあるんですけれども、それ以外ではございません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 繰出基準の中に、そういうことを明確にうたったものはないのかどうかというのを伺ってます。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 繰出基準の中で、そこまで明確にうたっているものはありません。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 それでは費用のほうをお尋ねしたいんですが、まず先ほど山下委員から紹介がありました委員会資料の2ページに、医師の在職予定者名簿で令和4年度を合計いたしまして32名となってございますが、予算書の19ページの医師給のところでは給与費、ここは28名分が計上になっているんですけれども、この違いは何なんでしょうか教えてください。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 委員会資料で提出しているものの医師については、医師給で負担している方と、あと県の要請医とかで県からの給料が出ている方で年度末に病院のほうに請求がきますので、予算としては負担金で置いている医師もおります。

それで医師給で支出する分については、予算書にありますとおり28名が医師給で支出はしております、残りについては負担金という形で支出しております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その負担金の方々というのはどなたになるんでしょうか、この表で教えてください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 研修医の中で2年目の県養成医師、1年目の県養成医師というこの3名です。それと、この内科医の中にある加古川中央市民病院の先生を合わせて4名が負担金としてお支払いする、県と加古川中央市民病院のほうにお支払いするという形になります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。それと医師の方でここに参与という職名がございまして、これまで名誉院長という名前だったのが参与に変わってきておりますけれども、市立の病院で公立病院ですから、定年年齢のことが条例上でどう定めてあるかというところ調べてみましたら、医師職は65歳ということになっております。

実際にこの方々はその定年年齢を過ぎておられるのではないかなと思うんですが、そういう方が65歳以上を過ぎておられる方が何人在籍しておられて、その給与はどのようにお支払いをやっているのか、そこを教えてください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 御質問の65歳以上の医師につきましては、来年度3名を予定しております。全て再任用のドクターになります。

平均給与につきましては月額約41万円です。それで特勤手当がまた別で約59万円と、合わせて月額で約100万円ほどを支給しております。

それで定年につきましては、65歳が条例上でうたっております。その後3年間は定年延長という形で、本人が希望しましたら68歳まで可能となっております。その後、再任用が75歳までという条例の設定になっておりますので、現在のところは再任用の方が3名いらっしゃるということで、御理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 68歳を過ぎられて再任用の方が3名いらっしゃるという解釈でよろしいですね。分かりました。

それとその方々かどうかは分かりませんが、国保診療所のほうにも週何回か行っておられると思うんですが、そういう手当も病院側から払っておられるのでしょうか。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 福祉部のほうから、その分についてはこちらのほうに頂く形になっております。

○神吉委員長 大畑委員。



○大畑委員 それは収入のどこに出てくるのでしょうか。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 その他医業外収益の中に含まれております。

病院予算書の18ページの一番下のところの、その他医業外収益3,664万5,000円、この中に含まれております。

○神吉委員長 続いて大畑委員。

○大畑委員 それから予算書の25ページでございますが、ここの他会計出資金として2億何がしが繰入れされております。これは現在の建物で北病棟ですとか、あるいは託児所の建物とか、そこに対する企業債の償還金の2分の1とか3分の2に当たるものだろうと思うんですが、それぞれ建物ごとに償還額と、あと何年償還が残っているのか、そのあたりを教えてくださいましてでしょうか。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院次長兼総務課長 令和4年度の建物のみの方の元金の償還額につきましては約2億1,800万円です。それで償還金額につきましては令和4年度も含めまして15年間残っているという状況です。最終は令和18年度に終わる予定になっております。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 この間の委員会で15年間とおっしゃったのが、託児所が入っている建物ということだったと思うんです。それでまだ北病棟のほうも残っているんじゃないかと思うんですけれども。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 北館につきましても残高はまだ残っております。北館につきましては最終が令和10年で全て完済ということにはなりません。約9億3,000万円ぐらいが令和4年度末で残高は残っています。

○神吉委員長 続いて、林委員。

○林委員 この主要施策のところの86ページの一冊下段なんですけれども、事業効果のところの一番上の段で地域包括ケアシステムの中核を担う病院としてと書いてあるんですけど、この地域包括ケアシステムの中核を担うという病院が、ちょっとそのケアシステムの中からはちょっとおかしいような気がするんですけど。どういうことをされるわけなんですか、これの内容は。

○神吉委員長 大前次長。

○大前総合病院次長 ただいまの御質疑ですが、中核を担う病院として何をするのか

という具体につきましてなんですけれども、宍粟市の地域包括ケアシステムにおいて、宍粟総合病院の役割としましては、市内唯一の病院ということで急性期から回復期までをカバーして、在宅に向けた入院療養を提供することが重要であるという位置づけを持っております。

市民が住み慣れた地域で最期まで安心して住み続けられるために、地域医療の連携、入退院、在宅支援、医療福祉相談等を入院支援室が中心となって行っております。具体的には、地域医療連携では患者の紹介の窓口として紹介患者の受付、入院調整、あるいはかかりつけ医との調整を行っております。

入退院、在宅支援では入院を予定している患者が安心して入院生活を送れるように、入院中に行われる治療の説明であったりとか、持参薬の識別、あるいは栄養指導等を入院支援室が中心となって行っているところです。また、医療や福祉の相談ということでは、患者や家族がいろんな不安を抱えている中で、その悩みに対して看護師や社会福祉士が相談を受けて、解決に向けた取組を行っております。

また、入院された患者さんが退院後において外来支援がなかなか難しいという患者さんについては、患者宅へ出向いていって訪問診療を、これも引き続き行っていくという形で取り組んでまいりたいと思っております。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 地域包括ケアシステムというのは、そもそもそういう病院に入院したりとか老人ホームに入所したりしないで、在宅で高齢者が安心して生活できるという体制をつくることそのシステムなんだと思うんです。

今言われたのは医療を提供する側のいろいろなことだと思うんです。そのケアシステムの構築というのは、そういう入所とか入院をしないで、普通の診療所とかの医療を、それから介護とか、介護予防とか生活支援とか、それらを総合的に提供することで高齢者が安心して在宅で生活できるという、そういうことを構築しようということだと思うんです。

ですから病院にかからないようにしようというのが目的なので、今言われたのは病院にかかれた患者に対して退院後のケアをすとかいう方式だと思うので、その本来の目的は入院で病院を利用しないようにしようということがあれなので、病院がそれならその中核を担うということ、入院せよと奨励するような感に取られるので、そこらのところの解釈の違いかも分からないが、どうですか。

○神吉委員長 大前次長。

○大前総合病院次長 確かに林委員がおっしゃるとおり、この地域包括ケアシステム

というのは、そもそも行政が中心となって、それぞれの関係機関が協力し合う中で、時々入院、ほぼ在宅といった形での地域でのこの医療、介護の体制をシステム化して整えていくということであろうかと思えます。

当院において中核を担うという表現でここをしておりますが、その部分については、おっしゃったように入院医療を確実に当院が受け持って、それでそこから帰っていただいた後のフォローについても当院が外来で困難な部分については当然フォローしますし、あるいは地域のかかりつけ医の開業医さんにお返しする中で、地域で安心して暮らしていただくという形が望ましいのではないかということで、そういった取組は地域連携室なり、あるいは入院を受け持った主治医が連携を取りながら行っていくところでございます。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 この地域包括ケアシステムという言葉ができたのは、介護保険制度ができるときにできているんです。それでもかなり長期の入院もありました。それから老人ホームへ入るとか入所するとかいうと、介護保険とか医療費が高くなるので、それらを抑制するためにこういう医療、介護、介護予防、福祉とかが一体となってそういうシステムをつくって、在宅をしてもらうような制度をつくろうということが趣旨だったと思うんです。ですからこの表現はちょっとおかしいと思ったので質問したんです。今後使うかどうかは検討してください。

以上です。

○神吉委員長 それでは大畑委員、お願いします。

○大畑委員 次に、新病院の関係でお尋ねいたします。

まず予算書の24ページに、新病院整備に要する経費ということで、補助金752万円9,000円とありますが、この経費は何なんでしょうかということをお伺いいたします。

それから今年度、先ほども副院長のほうから御説明がありましたように、基本設計等に令和4年度からというお話がございました。この令和4年度の予算で1億8,550万の委託料が計上されておりますが、これの具体的な内容についてそれぞれ教えていただきたいと思えます。

12月に基本設計業務で幾ら、開院支援で幾らという、それぞれ限度額補正を取っておりますが、この新年度でどのような配分になるのか説明いただきたいと思えます。

それと現段階で基本設計に入っていくのか、しっかりと説明した後に予算執行を

考えておられるのか、そのあたりもちよっと補足で質疑させていただきます。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 予算書24ページの補助金につきましては、新病院整備に要する経費として752万9,000円、この分は地方公営企業繰出基準により病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費であり、新病院建設改良に携わる職員人件費の2分の1相当分をこちらのほうで計上させていただいております。

○神吉委員長 船曳次長。

○船曳総合病院次長兼新病院整備室長 2つ目にいただきました債務負担行為限度額のうちの令和4年度予算の内容については、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

予算計上額の内訳としましては、基本・実施・造成設計業務が1億5,126万4,000円、開院支援業務が848万6,000円、コンストラクションマネジメント業務が2,550万円、合計で1億8,555万円となっております。

具体的な事業内容につきましては、設計業務におきましては現地の測量業務であったり、配置とかを決める基本設計業務、そういったものを実施する予定としております。

開院支援業務につきましては現有医療機器等の調査、移設可否、それから基本設計に反映すべき設備条件、各部屋にどういう医療機器を置いて、どれだけの電源容量が要るか、そういったほうの計算なども必要ですので、そういったことを順次進めていくこととしております。

それでコンストラクションマネジメント業務につきましては、全体の調整ということでマスタースケジュールの作成、それから設計に反映させる要求事項の整理、それからコスト管理、スケジュール管理、こういったものを行う予定としております。

それで年次割の積算に当たりましては、債務負担行為の限度額のとくにも部長のほうから説明を申し上げましたが、設計業務につきましては国土交通大臣が定めております報酬基準というのがございますので、それに基づきまして基本設計までの部分を積算して予算計上しております。

また開院支援業務とコンストラクションマネジメント業務につきましても、一般的な業務につきまして関係業者から参考見積りを徴して限度額を設定するようにしておりますということで説明したんですが、さらにその見積りの中の作業内容を工程ごとに割り振りしまして、積算して今回予算計上しているという状況になっております。

す。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました。ただ今年もまだ基本計画については少し不安なところもありますし、この間は副院長もおいでになっておりましたけれども、市民の皆さんもまだまだ疑念を抱いておられるところがあると。そういうところでこの基本設計に入りますと、現在の考え方で設計し、そして実施設計に向かうと、粛々と進めるというような話が一方でありますけれども、そういう市民のいろいろ持つておられる疑問、それから、もっと議論をとということに対してはどのようにお考えなんでしょうか、お伺いいたします。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 この間、今大畑委員のほうから御指摘がありましたように、一応昨年に基本計画を市として一定整理させていただきまして、議会のほうにも御報告を申し上げました。その後、いろいろなお声も寄せられたり、先般は市長懇談会でお話をしたりということで、御指摘のようにまだいろいろ不明、御不安な点を持つていらっしゃる市民の方も数多くいらっしゃるという印象はあります。

しかしながら一方で、頑張っていけよという、この計画を進めていけよというお声を寄せていただいている市民の方の声も寄せていただいておりますので、非常に多様な御意見が改めて現段階であるんだなという認識はしておりますが、前々から市長も申し上げてますように、令和8年の開院に向けまして我々は着実に取組を進めていきたいと申し上げておりました。そういった意味におきましても、スケジュール感的に決してゆとりがあるスケジュールでもありませんので、基本計画についての十分な理解というのは同時並行的にはなるかも分かりませんが、また我々としても、例えば広報しそ等を通じていろんな御説明を情報提供する中で御理解を深めていただくような取組をすとか、そのあたりはいろいろと工夫しながら、基本設計につきましては市長が先般申し上げましたように春先から粛々と進めさせていただこうかなと考えているところです。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 当然、今の内容で理解できて、進めろという意見もあるのは当然そうだと思います。ですから賛成とか反対とかを申し上げているのではなく、やはりその計画に対して疑義がある場合は、そこは説明を尽くしていく必要があると思ってお

ります。

副院長もそのことは決して否定されないと思うんですが、ただ、今お聞きしているように、広報とか何かの紙媒体でその情報を提供するというところにとどまっているのが、私はちょっと合点がいかなくて、やはり市民との対話を通じてそのあたりは埋めていくという努力は必要なんじゃないかと私は思うんですけれども、いかがですか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 確かに紙でどこまで分かるかという問題もあって、同じように膝を突き合わせてお話しするというのも理解を深める一環だとは思いますが、そのあたりの市民の皆様への御説明につきましては、これまでからいろんな機会でお話し申し上げてますように、タウンミーティング等々もこれまでしてきたのは事実ですし、それからパブリックコメントで御意見を頂戴したりした機会もありましたので、どこまでそういうタウンミーティング的な、要するにフェース・トゥー・フェースの形でやるかというのは、事務作業的な意味でも時間の関係やいろんなこともありますので、どこまでやるのがいいのかなというのは、非常に悩ましいところだと思います。

またちょっとそのあたりは私の立場で軽々に申し上げることもありませんので、またちょっとそこらはそういう御意見がこのたびあったということ踏まえまして、また内部的に検討していきたいと思えます。

○神吉委員長 続いて同じところで、先ほどの説明が出ましたけれども、そのほかで疑義があれば質疑をお願いします。

津田委員。

○津田委員 私も同じところなんですけど、現段階としてはタウンミーティング等も確かに開催されたんですけれども、言えば昨年、その前の年なんです。ですから特にこの次の世代を支える世代に対しての、やはりその説明の部分がまだまだ不足している部分が私自身もあるんじゃないかなと。

それでやはり次の若い世代の方たちが納得できるような病院運営に進めていただきたいなという思いはあるんですけれども、その中でこの基本計画の前と後に市民説明を行うような場、あと意見等を反映させる仕組みというのは、現段階ではあるんでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 今の津田委員の御質問につきましては、先ほど大

畑委員の御回答と重複する部分があるんですけども、正直なかなかこの段階におきまして、市民の皆様のお声をそういう基本計画の内容、あるいは基本設計の内容を例えば大幅に変更するような、そういうインパクトのある話というのは正直難しいと思います。

それで基本設計そのものが基本構想や基本計画に基づきまして、御案内のとおり実施設計に入る前の基本的な建物概要だとか、構造だとか建物の規模、形状ないしは設備方式、仕様概要などを固めて図面化していく段階になります。それでその基になる基本計画の内容が大きくずれると、その図面化の作業が大きくずれてしまいますし、というか着手もできないと、こういうことになります。

それでそういった意味で、先ほど申し上げましたように時間のゆとりもないという中で、令和8年の開院に向けて我々は着実に進めていこうという決意で今臨んでおりますので、そういった意味では御不明な点とか説明が尽くせない部分については、また説明、御不明な点の解明みたいなことはさせていただこうとは思いますが、なかなか御意見のかみ合わないようなところにつきましては、これは我々の説明を御理解いただく以外には正直な話、ないのかなという中で、そういった意味で津田委員のおっしゃっておられる、御意見の内容にもよるんですけども、反映できるものとできないものがありますし、既にいろんな御意見をいただいている中でも、既に基本計画にも反映させていただいている部分もありますし、ちょっと答えになっているようではなっていますが、そう受け止めていただければありがたいと思います。

○神吉委員長 意見、要望につながりますので、質疑になればこれで終了します。

質疑をお願いします。

津田委員。

○津田委員 要は現時点で膝を突き合わせて、要は大丈夫ですよという一言を、やはり行政がその説明の部分を、僕は非常に重要だと思うんですけど、その部分に関しては、時間を費やすところは今の段階ではないということなんですか、その辺は今後考えていくということなんですか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 先ほど大畑委員のときに申し上げましたが、そのあたりを決して軽視しているわけではないんですけども、総合的にどういう形で御理解を深めたりする機会を持つかということ。その紙媒体だけではなかなか難し

いよという御指摘なども先ほどいただいているんですけど、いろんな総合的な観点で検討する必要がありますので、ちょっと私の立場からは、この段階ではちょっとなかなかお答えしにくいので預らせていただいて、また内部でちょっとそのあたりは検討させていただきたいということで御理解いただきたいと思います。

○神吉委員長　それでは、次の議題へ行きます。

大畑委員。

○大畑委員　それでは資料請求したものにつきまして、少し質疑させていただこうと思います。

これも今の基本計画に関わる部分でございまして、将来の収支の試算シミュレーションが非常に課題になっているんじゃないかとか、実現が不可能なシミュレーションになっているんじゃないかという声もよく聞くわけございまして、それで改めて資料を出していただきました。

それでこの資料の説明をいただきたいと思いますと思うんですが、これは企業債の償還に対する一般会計からの繰入れのみの表なんでしょうか、それとも将来の医業収支も見込んだ上での一般会計繰入れの試算の表なのか、そのあたりをちょっと御説明いただきたいと思います。この資料の説明と併せてお願いいたします。

○神吉委員長　松下係長。

○松下総務課財政係長　資料ですけれども、こちらについては新病院及び現病院に係る企業債の利息、それと一般会計からの繰入れ、それとそのうちの交付税算入見込額を記載しております。

病院事業債につきましては、平成14年度までに着手した事業に関わる分については元利償還金の繰入金に対して3分の2が交付税算入されるということで計算しております。その平成14年度以降につきましては、2分の1が交付税算入され、また過疎債を活用している事業もございまして、それについては元利償還金の70%が交付税算入され、それに基づきまして交付税見込額を算出しております。

その医業収支に関しての試算ですけれども、現在の入院診療単価、外来診療単価、あと診療報酬の改正率等々を見まして収益を見込みまして、また費用についてはほとんどが人件費ですので、現職員をベースに計算、また収益連動するものの費用については連動させて、医業収支も試算を新病院の基本計画の中ではしております。

○神吉委員長　大畑委員。

○大畑委員　そしたらこれは企業債に関してということですが、交付税算入のことで少し私は疑義があるんですけど、ずっとこの間、説明資料では市が持ち出す一般会計



から繰り入れする半分が交付税だという計算で、ずっとこの間、説明してこられておりますけれども、現実には国の財政措置は平米単価で36万円でしたか、それ以下ということになってますから、厳密に計算すると2分の1にならないと解釈しておりますが、その解釈でよろしいでしょうか。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 先ほどおっしゃられました36万というところですが、今年度から36万から40万に、まず国のほうが平均単価を引き上げられています。

新病院につきましては、今計画の中で平米49万5,000円という数字で出させていただいていると思います。仮にその建設で49万5,000円となりますと、その差分については交付税算入されませんので、実際に一般会計では税の負担がその分、増えるということになってきます。

こちらで試算もしてありますが、仮に40万円で計算したものと、あと全部を2分の1、もしくは3分の2で交付税算入された場合のその差ですが、年間で約2,000万円ぐらいの税負担が増える見込みではあります。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 40万に引き上がっているのかもしれませんが、40万以下でございますから、その辺は上限まで行けるかどうか、これからだと思います。

それと非常に心配なのは繰入金企業の債だけじゃなく、その医業収支の部分なんですけど、基本計画の中でやはり単純に医業の収支だけでは赤字になるというシミュレーションです。それで何で黒字といいますか、その帳尻が合っているかというところ、全てが医業外収益のところ、開院後7億近くの医業外収益が見込まれていて、帳尻が合うようになっているんですけど、この医業外収益も具体的にどうということなのか、7億を見込める意味を教えてくださいなのですが、私はほとんど計算上だけの話であって、実際のお金、キャッシュフローのところは違うんじゃないかなと見ているんですが、内部留保金のところでも減価償却費が、これは見込めません。単年度の費用としても上がりますし、長期前受金の戻入として収入にも計算するようになってますから、そういう減価償却のことが収入化されて、医業外収益としてこれだけ確保できるという試算のように思うんですが、そのあたりを説明いただけますか。

○神吉委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 医業外収益の7億ですが、そのうちの約半分ぐらいが長期前受金の戻入ということで、基本計画の中では試算しております。

実際にキャッシュとは違いまして純損益ですので、実際に現金が動かない分についても含めてシミュレーションを行っております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ですから繰入れの心配を私はしているんです。ですからこのような収支でいかない場合、医業収益は相当いい医者が来ないと収益を上げられないと思うんですけれども、こうならない場合は一般会計からの繰入れをしていかなければ運営できない。それで一般会計からできなければ病院が一借りしていかなければ回らないという、いわゆる自転車操業的なことになるんじゃないかという心配があるわけですけれども、そのあたりについての御見解をお伺いしております。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 来年度予算の御審査なのでどうかとは思いますが、将来的な繰入れ、確かに将来の見通しをどう見通すかという条件設定によって、いろんなシミュレーションが可能であるというのがあります。

それで患者数の見込みやら診療報酬単価の見込み、それをどう見込むかというのは非常に技術的にも難しいです。それで何が正解かというのも正直ありません。というのは、例えば診療報酬単価などは、誰もそんな10年先の診療報酬単価が上がっているのか下がっているのか確約せよと言われても、それは誰もできません、誰も当事者がありませんから。でも一応試算なので、一定の条件設定の下に推計しないといけないということになります。じゃあ何が一番合理的なのかというのは考え方が様々でして、過去の平均伸び率を使ってみるとか、あるいはそのまま現状を据置きでいくとか、それは算数のテクニックの話であって、なかなか難しいところがあります。

でも我々としては以前にも申し上げましたように、我々がこれぐらいであれば実現可能性が実務的に高いと判断したという中で、条件設定して推計させていただいてます。もちろん本当にそうなるのかという、それに対して御疑問があるのも事実ですし、それを持たれてもそれはそれでその方々の考え方ですから、決して否定はしません。

でも我々は、これぐらいであれば何とか頑張っていける範囲の推計であろうという思いを強く持っておりますので、それに向かって、前にも申し上げましたが、そういう意味である意味努力目標であり、我々は実現可能性の高い設定だと思って前向きに取り組んでいるつもりであります。

○神吉委員長 令和4年度における予算に関する質疑にしてください。

大畑委員。

○大畑委員 もちろんそうです、令和4年度予算に関係するから質疑しているんです。

○神吉委員長 どうぞ発言してください。

○大畑委員 令和4年度には、今の基本計画に基づいた基本設計に入る委託業務が上程されているんです。

○神吉委員長 発言してください。

○大畑委員 だから関係ない話じゃないんです。それでそのシミュレーションを、今の聞き方だったら、これに対して疑わしいと思う人は勝手にそう思ってくださいと、私たちはこれでやりますというような、そんな開き直った答弁はないと思います。そういうシミュレーションのパターンというのは幾つも用意して、これで行かせてもらいますよと、このように頑張るけれども、もしそうならない場合は誰も予測できないわけですから、もしそうならない場合はこうなりますけれども、納得していただけますかということで進めるのが今の段階じゃないですか。

私たちはこれで行きます、これで疑義がある人はどうぞ勝手に言っておいてくださいみたいな、それは無責任過ぎます。

○神吉委員長 そのように捉えられた方もおられるかもしれませんが、そのように捉えておられない方もおられるかもしれません。

○大畑委員 副院長から答弁を求めます。

○神吉委員長 そのことに関しての答弁ですか。

○大畑委員 不規則発言

○神吉委員長 可能であればどうぞ。

菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 決して御理解できない人はほっておくという意味ではありません。我々は我々の考え方を御理解いただけるように努力はしますけれども、いろんなパターンのシミュレーションをお示しして、それは確かにおっしゃるように、そういうやり方もあると思います。あると思いますが、我々は今のお見せしているやり方で御説明しようという考え方の下に進めさせていただきまして、そのやり方の是々非々につきましては、ちょっとこの場では何とも言い難いというのが正直な思いであります。

○神吉委員長 ありがとうございます。

以上で、この件に関しては終了させていただきます。

同じく今井委員、関連するところでお願いします。

○今井委員 先ほどの大畑委員の説明の中で、私の質問事項は全部回答されましたので結構です。

○神吉委員長 分かりました。続いて、改革プランについてです。

大畑委員。

○大畑委員 これも非常に今年度の予算で今のやり取りと関連がありますので質問させてもらうんですが、公立病院改革プランという事業名を書きましたが、ちょっとこれは間違いで、冒頭に副院長のほうからお話がございました、経営強化ガイドライン、これが新たな経営強化プランというのが国から示されています。

それで令和4年度の病院の改革プランにそのことを反映することが求められていますので、それらについてどう考えるか、これが今後の新病院をどういう内容で建てていくかということに非常に関連する問題ということで質疑させていただきます。

副院長は御存じだと思いますが、県立西宮病院と市立西宮病院が統合いたしました。これは令和2年度ぐらいの話でございますが、もともと立てておられた基本計画を、国から示されたガイドラインに基づいて基本計画の見直しをされております。それは何かといいますと、新興感染症に備える対応が求められたからです。いわゆるコロナとかそういう問題、特に公立病院にはその対応が、今後どうしていくのかという対応を明確に示さなければいけないように求められておりますから、そういう問題。

それから今後厳しく言われるでしょうが、医師、看護師の働き方改革に向けた取組、そういうことをきちんと反映しないといけないことになっておりますから、このことは非常に私は今の基本計画にも影響を与えるのではないかなと考えておるところでございますが、この令和4年度の審査に関係ないのであれば、また継続して委員会の調査をやりますけれども、今の段階で私は令和4年度に対応を含めておかなければいけないんじゃないかという思いで質問しておりますので、その辺をちょっと御答弁いただきたいというように思います。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 私のほうから大畑委員の御質問にお答えします。

まずは病院経営強化ガイドラインのお話をさせていただきたいと思うんですが、今多分、大畑委員が情報収集された内容というのは、国のほうで今検討しております、いわゆる新しい改革プランのガイドラインの中間報告みたいなものは12月ぐらいに公表されましたので、多分それをおっしゃっておられると思います。

それで実務的に申し上げますと、今月中には恐らく国のほうから最終案という形で出てくると思いますが、現時点ではまだそのガイドラインは固まっておりませんので我々も承知しておりません、中間プランは分かっておりますけれども。

それで御指摘のように、その中間プランの内容の中ではいろんな柱がございまして、地域医療構想を踏まえた役割の明確化もありますし、新興感染症の対応もありますし、経営の効率化、医師、看護師等の確保と働き方改革等々、そういう柱立てが予定されているようです。確定案ではないですけど、そのようです。

そういった中で、当然そういうものは今後当院の一つの経営の指針になるものですから重要であります、国の作業スケジュールとしては冒頭の御挨拶に申しあげましたように、令和4年度ないしは令和5年度中に策定して、1つの標準的な設定として、令和9年度を計画の終期としてつくりなさいよという方向になる予定でありますので、この令和4年度の当初予算や基本設計に直接関わってくるものだと理解はしておりません。

それともう一つ申し上げますと、県立西宮と市立西宮病院の新病院のお話は、御指摘のとおり感染症の関係で急遽いろいろ動きがありました。それはやはり今回の新型コロナウイルス感染症が非常に都市部で、東京、大阪、阪神間と非常に蔓延しましたので、やっぱり阪神間の基幹病院の一画である新しい西宮の病院につきましても、どうするんだという声がやはり県議会のほうからも強く出ましたし、そういうことでやはり感染症対応の機能というものをちゃんと新病院の計画というか、建物的にそういう機能を付加すべきだろうということになって、急遽関係の方々が大慌てして動かされたということでもありますので、我々も当然、新興感染症の関係は基本計画でもうたっておりますように、今般は現病院の4階病棟を閉鎖して、それで必要な整備をして新型コロナウイルス感染症の受入れ病棟として現在対応させていただいておりますけれども、新病院ではそういったものがもうちょっと機能的にできるようには設計に反映させていこうとは思っておりますので、そのあたりは既に織り込み済みということで御理解いただきたいと思います。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 令和4年度には直接関係ないかもしれませんが、今おっしゃった、まだガイドラインの最終版の途中ではあるにしても、西宮はそういう対応をしている。それからうちもその基本計画を策定している段階と、国からのガイドラインの動きが出ている段階というのは、決して離れず同じ時期に議論しておるわけです。

それで前回に副院長がおっしゃった、覚えておられると思うんですけども、一

応、今の基本計画を固める上において、大きな変動は見当たらないということで、これで固めていきたいということをおっしゃいましたが、ここは大きく私は抜け落ちている部分だと捉えました。

ですからやはり今後の病院の基本計画の在り方の中には、しっかりとこのことも入れなければいけないだろうと。ですから少し立ち止まる必要があるんじゃないかなと私は思うわけです。

それでこの現在の基本計画の中に、新興感染症のことは具体的に明記されていません。院内感染のことは書いてあります。院内感染、病院の中での感染が広がらないことは書いてありますが、公立病院の役割として感染症にどう向き合っていくかということまでは、この基本計画の中には僕は見当たらなかったんで、やっぱりそういうこともしっかり議論した上で基本計画を策定すべきだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 大畑委員が基本計画に新型コロナウイルスの関係が言及されてないのではないかとおっしゃられましたが、基本計画の冊子の3ページの全体計画のところ、これは基本構想からの再掲にはなりますけど、新病院が果たすべき役割ということで、(5)の感染症医療、感染症に弱い高齢患者、合併症患者等の感染症の伝播予防、新型コロナウイルス等、新興感染症対応に配慮した機能を確保しますということで、一応、言及はしておりますのでちょっと申し上げておきます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 分かりました、言及はしてあります。言及はしてあるんですが、病床機能とかそういうことを決めていく中身に、急性期と回復期ということで、70、100とお決めになっています。ですから感染症の病棟とかをどうするというのは、全くそこには議論になっていないと私は思うんです。具体的な計画の中身についてです、考え方としてはそうかも分かりませんが、その辺についてはどうなのでしょう。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 同じく基本計画の冊子を御覧いただきますと、一応、第2章の部門別施設計画という中の一部なんですけど、23ページを御覧いただきますと、諸室条件の中の(エ)感染症対応個室ということで、そのうちのdのところにあるんですけど、新型コロナウイルス等、新興感染症の流行時には、複数の病室を独立した区画(最大12床程度)として、他の病室と切り離れた運営ができる平

面計画としますということで、一応コンセプトとしても整理はさせていただいております。

○神吉委員長 新病院の設計の議論になっておりますが、令和4年度の予算でお願いします。

大畑委員。

○大畑委員 分かりました。こういうところまではちょっと読み込めておりませんでしたけれども、このことが具体的にどう収支に影響を与えるかというところまでは、非常に私は反映がこれはされてないと思うんです。

何を言いたいかといいますと、令和元年度のところからコロナの時期のものを外した収支シミュレーションをずっとされていってるんです。本来的にはコロナの前のもを使って今後の経営の収支を考えておられる。じゃなくて、コロナもしくはポストコロナの中で考えていく必要があるんじゃないかなと思うわけなんです。そういう意味で、その感染症の議論ということについて全くされていないんじゃないかなと思いましたが、そういうこともきちんとされた上で、この計画をつくっているとおっしゃっているんでしょうか。

○神吉委員長 現病院の令和4年度のコロナ対応を含めたところの答弁が、予算委員会としてはいただきたい答弁なんです。もちろん新病院に対してもそうですが、令和4年度のコロナ対応はどのように考えておられるのかというところも含めて。

それでは大畑委員。

○大畑委員 この基本計画の下に、令和4年度の予算を私たちは判断しなければいけません。この基本計画に基づいた基本設計の業務委託、これが実施設計に結びついていくわけです。もう変えられないですから、ですから今質疑させてもらってるんです、そこを御理解いただきたいんです。非常に令和4年度に関係していると私は思うんですけど、私たちが令和4年度予算を審査する上での関係があると思うんですけど。

○神吉委員長 暫時休憩します。

午後2時22分休憩

---

午後2時24分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

答弁を求めます。

菅原副院長。

○菅原総合病院副院長兼事務部長 大畑委員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、ハード的には今後織り込んでいくということは、基本計画に明記したとおりです。それから感染症に伴うというか、ポストコロナについての経営収支ということになってないんじゃないか、それをベースに収支を見込むべきではないのかと、こういう御指摘なんですけれども、これは実務的に極めて難しいです。

我々も当然、予算編成するときは、コロナの影響によって全国的にどこの医療機関も経営的なダメージを受けたのは御承知のとおりです。それはやっぱり診療機能や病院の規模、あるいはその地域性によって多少ばらつきがありますが、いずれもマイナスの影響は受けていると。それでそういった中で、コロナの患者さんを受け入れる機能を持った病院、我々も含めてですけれども、一定のそういう補助金制度などもあったりして、結果的にそれが経営支援につながったと。

それでポストコロナ後につきましては、多くの病院がそうなんですけど、基本的には感染症が起きる前の直近の状況を基本に、やはり進んでいかざるを得ないというのが多くの病院の基本的な考え方ですので、そういった意味では現在お示しさせていただいているやつもあながち外れてはおりませんので、改めて組み直すほどのインパクトはないのかなとは今考えているところでございます。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 ありがとうございます。私は組み直せということを申し上げているのではなくて、やっぱり前の質疑でしましたようにパターンがいろいろ要るんじゃないかということの質疑でございます。

それでこれはあくまでもコロナ前の収支を基にした将来のシミュレーションでございます。しかしコロナ禍によっていろいろ病院経営も大変だったと思いますが、そういう中でのもう一方の収支も考えておく必要があるという意味で、いろんな収支パターンが必要ではないですかという意味での質問でございますので、そこは受け止めていただきたいと思います。

以上で結構です。

○神吉委員長 以上で、事前通告のありました質疑は終了しました。

この際、聞き逃したことがあるようでしたら簡潔な質疑を受け付けますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)



○神吉委員長 それでは、これで総合病院の審査を終了します。

説明職員の皆様ありがとうございました。

この後、2時45分より次の部局の審査を行います。暫時休憩。

午後2時27分休憩

---

午後2時45分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

限られた時間でありますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

それでは、会計課の審査を始めます。

簡略に概要の説明をお願いいたします。

前川管理者。

○前川会計管理者 失礼いたします。令和4年度の予算審査に当たりまして、委員の皆様におかれましては連日の審査となっておりますが、会計課の令和4年度予算審査につきまして、よろしくをお願いいたします。

では、会計課所管の令和4年度当初予算概要につきまして、簡単ではありますが御説明させていただきます。一般会計予算書の26から31ページ、歳入の主なものについて委員会資料を基に説明いたします。

まず財産収入の財産運用収入、利子及び配当金については、予算額3,980万7,000円を計上しています。内訳としましては、基金利子が3,911万9,000円、財務課等で所管している株式配当金等が68万8,000円となっております。前年度当初予算額と比較いたしますと170万6,000円の減となっております。この主な要因でございますが、国全体の低金利の状況が続いた中で金利が下がっていること、またそれによって運用益のほうが増減しております。またこの2月に地域福祉基金の取崩しを行い、基金残高が減少したことが主な要因となっております。

次に、諸収入の市預金利子につきましては、当座預金の余裕のあるときに短期大口の定期預金として運用した際の利息1万円を計上しております。令和3年度実績を勘案したため、前年度より1万円減となっております。

次に、雑入についてですが、宍粟市では事務経費の節減を図る目的として、支払通知書用の発信用窓あき封筒等の印刷時に広告希望を募ることとしております。広告については1枠当たり3万円で4社4枠分を見込んで12万円の広告掲載料を計上しております。

続きまして歳出ですが、予算書でいいますと42ページから43ページでございます。

会計管理費の当初予算額は854万4,000円で、主な支出につきましては役務費の公金取扱手数料として、令和4年度実施となりました学校給食費の公会計化に伴う手数料を含めて256万6,000円の計上をしております。

その他、支出については会計管理業務の必要最低限の経費を計上しております。前年度当初予算額と比較しまして15万8,000円の減ということとなっております。

以上で、会計課所管の令和4年度当初予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いします。

垣口委員。

○垣口副委員長 それでは資料1ページの歳出、総務費について質問させていただきます。

歳出においてコスト削減を意識されておられますが、それはどのような点において意識されているのか具体的にお教えいただきたいのと、印刷製本費の減額理由ですが、これは口座振替依頼書等と書いてあるんですけど、それがどのようなようになったのかということをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの御質問についてお答えします。

まず、歳出のコスト削減についてですが、具体的に言いますと使用済みのフラットファイルの再利用を行ったり、またデータ保存の方法としまして、紙出力するのではなく可能なものについては電子データ保存とすることで、コピー料金等の削減を心がけています。それで経費削減を意識し、このような形で最小限の予算要求としております。

2点目の印刷製本費の減についての理由といたしますのが、こちらにつきましては印刷物が減ったということで、印刷物の減です。在庫管理をきちんとしておりまして、在庫がある即納書や、公金受入れ報告書などについては、令和4年度については印刷する必要がありません。それにより印刷製本費が減額となっております。このような形で在庫管理をきちんとし、最小限で経費削減を意識した予算要求としております。

以上です。

○神吉委員長 次に、林委員。

○林委員 予算書の27ページなんですけれども、収入です。基金運用収入、これはずっと基金をいろいろと運用して収入になってるんですけれども、それがゼロになっているんです、廃目になってます。前年度は760万円の予算があったんですけど、金利がえらく安いといっても、えらい減り様だと思えるんですけれども、基金を運用するいい方法というか、有利な運用方法はなかったんですか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの御質問にお答えします。

こちらの基金運用収入で予算計上している内容といたしましては、債券の売却時に発生する売却時の益等の運用収入をこちらのほうで予算計上しております。

それで令和3年度につきましては、社会福祉協議会の補助金、内容といたしましては旧一宮保健福祉センターの改修補助に当たる分の財源として、地域福祉基金を取り崩しました。その際、定期預金だけでは補うことができず、有価証券を一部売却し、財源として充当いたしました。

有価証券を取り崩す際に発生する売却時の益を基金運用収入として予算計上しておりましたが、令和4年度は債権を取り崩す予定はありません。そのため予算計上はせず廃目整理としております。

通常、定期預金等を更新する際につきましては、金融機関のほうに利率の提示を求めております。その中で提示いただいた利率を見させていただいて、有利な方法をとということで、預け入れについては少しでも利率が高い金融機関に、取崩しについては少しでも利率が低い金融機関に預け入れをする等の努力はしております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 内容は分かりました。それなら通常は、ずっと毎年これぐらいはあったのかということだったんですけれども、昨年度は特別だったということですね、分かりました。

○神吉委員長 次は大畑委員、お願いします。

○大畑委員 4番目と順番を入れ替えさせてください。まず諸収入の市預金利子のところからお伺いしたいんですけれども、ここの短期大口定期預金というのはどういうものなのか、私もよく分からないので教えていただきたいのと、その運用の時期の決定とかいうのは、どういうことを判断されて決めておられるのでしょうか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの御質問にお答えします。

短期大口定期と申しますのは、通常は当座預金で資金を運転しております。その中で交付税が交付される月等につきましては、会計管理者の当座預金口座に幾らか余裕があります。余裕がある月につきましては、短期の大口定期といたしまして金融機関に預け入れをしております。それで当座預金だけで置いておりますと利息が付きません。短期の大口定期といたしましては、僅かな利率でも幾らかの利息が付きましますので、こちら会計課といたしましては、少しでも有利な運用ができると判断した時期につきましては、残額を確認して余裕があるのを見た上で、金融機関へ預け入れをしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 その有利な情報というのは、どこから入手されているんですか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 有利な情報といたしましては、金融機関、当座預金の運用ということになっておりますので、こちらにつきましては指定金融機関であります西兵庫信用金庫さんから利率の提示をいただきまして預け入れのほうをしております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 続いて雑入のところなんです、今年度は広告掲載料ということで、先ほど会計管理者のほうからも説明がございましたが、3万円の4社ということでございますが、この3万円という金額の妥当性、なぜ3万円なのかというのを分ければ教えてください。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの3万円の金額の妥当性という御質問ですが、そちらにつきましては会計課が印刷する封筒の枚数を考慮しまして、その中で広告掲載料4枠を設けておりますので、4枠応募があったら歳出を上回る収入が見込めるというような形で判断しまして、3万円の金額を決定しております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 4社を見込んでおられるということなんです、これは既に応募とかがあるということでの見込みなんですか、これから募集されて見込んでおられるということでしょうか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの御質問ですが、4社というのは封筒のレイアウトを見まして、4社がいっぱいいっぱいの枠ということで、失礼いたしました。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 A T Mの設置料、これについてはどのようになっているのでしょうか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 A T Mの設置料についてお答えいたします。

A T Mの設置料につきましては免除としております。金融機関より行政財産使用許可申請があり設置の許可をしております。

A T Mについては来庁者の利用もかなり多く、公共性及び市民サービス向上の観点から使用料は免除対象として取り扱われております。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 市民サービスの点からというのはよく分かりました。これは会計課がお決めになっているんじゃないかと、管財のほうが決めておられるということでしょうか。

○神吉委員長 原課長。

○原会計課長 はい、おっしゃるとおりです。担当は財務課のほうになっております。

以上です。

○神吉委員長 事前にいただいております通告書による質疑は終了しました。

この際、関連で質疑を受けますが。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようでしたら、これで会計課の審査を終了します。

説明職員の皆様ありがとうございました。

部局を入れ替えます。暫時休憩。

午後2時58分休憩

---

午後3時01分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

議会事務局の審査を行います。

まず、簡略に概要の説明をお願いします。

小谷局長。

○小谷議会事務局長 予算委員会、お疲れさまでございます。最後の審査となります  
議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、  
4つの事務局です。どうぞよろしくお願いいたします。

令和4年度ですけれども、議会費に係ります予算総額は1億4,885万2,000円、対  
前年比でいいますと5.2%程度の減となっております。それで令和4年度に占めま  
す全体構成比は0.63%ということであります。

一般の財源枠配分方式ということで採用されておりますということの中で、議会  
費も例外ではございません。事務費とかを精査させていただいて、議会の活動をし  
っかりと行っていただくための予算ということしております。

なお、前年度比で5%の減となっている理由の中の一つには、議員1名分の報酬  
手当等の減ということもございます。政務活動費につきましては、その執行率が非  
常に低調となっているというのは前からずっとあるわけなんですけれども、コロナ  
禍の状況だけが原因ではないのかなということも考えておりまして、令和4年度に  
おきましてはこれについての議論が必至じゃないかなと、そういう状況になってき  
ているなと事務局は考えるところでございます。

また令和4年度の議会改革、これにつきましては議会はもとより当局側につきま  
しても、両方を含めてICT化というところの議論に大変期待をしているところで  
あります。当然、事務局もバックアップはさせていただくということは間違いござ  
いませぬ。

あと監査事務局といたしましては、令和3年度も外部監査法人によります工事検  
査を実施いたしまして、積雪の中での現場で大変寒い思いをしていただいたんです  
が、非常に効率的にいい監査が実施できたと考えております。

外の目ということになるんですけれども、それで見ていただいた分につきましては  
は、市職員が気がつかれることが多々あるということも確認できてよかったかな  
と思います。令和4年度につきましても引き続き実施していきたいと、このように  
考えております。

今、4つの事務局を持ちながら、マンパワーの不足ということは否めないところ  
なんではありますけれども、円滑な議会運営をはじめ各事務局の強化、充実に努め  
ていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○神吉委員長 説明は終わりました。

通告のある委員から順次質疑をお願いします。

八木委員。

○八木委員 それではお願いいたします。

主要施策85ページのA I活用による会議録調整で、会議録調整業務委託料は利用回数で使用料のほうが増減するのでしょうか、お願いいたします。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 A I音声認識システムは、毎月定額の利用率となっております。回数や時間等で増減することはありません。

以上です。

○神吉委員長 関連で質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 続いて大畑委員。

○大畑委員 議会広報モニターの関係の謝礼が2万円なんですけれども、広報広聴モニターとして市民の方に活動していただくのに、ほかの費用ですね、例えば費用弁償ですとか、あるいは会場の借り上げとか郵送料とか、何かそういうもろもろの事務費的なことも発生するんじゃないかなと思うんですけど、これだけでよろしいのでしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 ここ数年の議会広報モニターに活動いただいている内容におきましては、謝礼以外の費用は発生しないと考えております。それで郵便代につきましては、別途議会運営費でもっておりますので、その点は大丈夫かと思えます。

以上です。

○神吉委員長 大畑委員。

○大畑委員 これも事務局の方がお決めになることではないんですけれども、広報モニターの令和4年度の活動というのは、大体方向は出ているのでしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 令和4年度の方角性につきまして、令和3年度はコロナ禍でもあり、議会広報モニター会議の開催もできなかったということがあります。ただそれは反省点として、12月の広報広聴常任委員会等でも来年はというお話はされておられましたので、その方向で協議されるのかなと思っております。

以上です。

○神吉委員長 次に、八木委員。

○八木委員 そしたら続きまして部局資料の2ページ、市議会だより印刷代というこ

とで、印刷代が増額しているんですけれども、その理由は何でしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 増額の理由につきましては、紙代とかインク代、主に材料代の高騰と聞いております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 あと1つ、議会だよりで委員会による校正です。いつも見直ししているんですけれども、添削したりしてかなり時間がかかっているんですが、そのような負担を減らす対策等は何か検討されているんでしょうか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 議会だよりの編集をする委員、広報広聴常任委員の負担を減らすというような対策は検討しておらず、やはりしっかりとした原稿をデータで作成いただいて、それを期限までにいただいて、それに基づき印刷、デザイン業務を発注しますので、そういった基が正確な原稿であるということ、それを重要視いただいて、そうすることで委員の校正の負担は減るのかなと考えております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 分かりました。ただこちらもそこは注意して原稿のほうは仕上げていきたいなと思うんですけれども、ただ初稿が上がってきた時点で数字の半角全角なり、また行が違っていたり、そのページ数が間違っていたりというのも、そういうのも一個一個を見ていかないとということで、かなりの時間を委員会のほうでも費やしていますので、そういうところの検討もちょっとお願いしたいなと思ってるんですけれども。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 印刷デザイン業務につきましては、毎年業務委託の発注をしております。今年も準備をしておるんですけれども、その中で契約書と仕様書を用意して協議しますけれども、仕様書の中でそのあたりはしっかり初稿から出させていただくというようなことは含めて記載もしておりますので、もちろんその契約の協議の中でもその辺は注意して、お互いに協議して手続を進めたいとは思っております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。



○八木委員 できればなるべくそういうことが少ないように、契約のときにも印刷のほうの会社のほうにでもちゃんと言っていたら、お願いしたいなと思います。

○神吉委員長 関連はありませんか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 次は、大畑委員。

○大畑委員 政務活動費の関係について、質疑というかもろ刃の剣なんですけれども、冒頭に事務局長からもありましたように、一般財源の枠配分化の中で議員さんはしっかり勉強してくださいねということで、いつも確保されています。それで当局もその理解を示していただいているんだらうと思いますし、それから特別職報酬審議会では、市民側からもこれの執行が非常に少ないことを指摘されていますので、やはり私たち議員側がもっとこの政務活動費によって、政務活動というのをしっかりやっていかなければいけないんじゃないかなと捉えておるんですが、議会も昨年から新しい方をお迎えして、非常にまだまだこの使い方も含めて十分理解がされていないこともあるのかなということも思うので、これの執行を少しでも上げるために、事務局のほうからいろんな事例を少し指導いただくとか、何かいろんな方法を検討できないものかなと思います。

市民のそういう声にも応えられるように、私たちが努力していかなければいけません。毎年こんなことを言って、一つも増えていないものですから、具体的にやはり執行を増やしていくことについて、お考えがあったらお聞かせください。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 執行額や執行率の低さにつきましては、まさにその使用される会派、議員の問題であるということではあります。事務局としましては最少の経費で最大の効果をとという観点から考えますと、執行額が低い、少ないからといって、その制度自体を悲観するというものではないとも考えておりました。ぜひその議員の調査研究、その他の経費については最少の経費で大きな効果をお願いしたいなと思っております。

それで、その助言とかアドバイスというところにつきましては、議会のほうでもその条例、規則、あと取扱いに係る要領も作成されておると思います。その中で個々具体的に用途についても決められておりますので、その解釈とか、こういった場合はというように具体的に個別に御相談いただいたら、それについては調査研究して、他市等の事例も調べて極力生かしていただけるように、用途についても整理していきたいなとは考えております。

以上です。

大畑委員。

○大畑委員 分かりました。また機会があれば一定、会派代表者会議でありますとか、あるいは全協の場でも今年度の目標設定みたいな形で、ちょっと議論できたらいいかなと思うので、またその辺は御検討いただけたらと思います。

○神吉委員長 次は、八木委員。

○八木委員 続きまして、3ページの議会運営費の自動車借り上げ料とはどういうものなのか、ちょっとお願いいたします。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 自動車借り上げ料につきましては、常任委員会の視察等の際に借り上げるバス代になっております。合計4回分を計上しております。

以上です。

○神吉委員長 以上で、通告いただいております発言、質疑は終了しました。

この際、ほかに関連でございましたら認めますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○神吉委員長 ないようでしたら、これで議会事務局の審査を終了します。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

この後、参考の賛否を取りますが、その前に委員会討議をしたいと思いますので、暫時休憩します。

午後3時16分休憩

---

午後4時55分再開

○神吉委員長 それでは休憩を解き、委員会を再開します。

正式な採決につきましては、3月23日水曜日の全体会で行いますので、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたいと思います。

それではまず、第7号議案、令和4年度宍粟市一般会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

賛成の方の起立を求めます。第7号議案、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立をお願いします。

(起立多数)

○神吉委員長 賛成多数と認めます。

続いて第8号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、

賛否の確認を起立により行います。

第8号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第9号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第9号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第10号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第10号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

続いて第11号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第11号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 賛成多数です。

続いて第12号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第12号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第13号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第13号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第14号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第14号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

続いて第15号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計予算について、賛否の確認を起立により行います。

第15号議案を原案のとおり可決することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

令和4年度宍粟市各会計に係る予算についての参考賛否は以上であります。

副委員長から事務連絡をお願いします。

○垣口副委員長 各委員の方は明日3月17日の朝8時30分までに事務局へ記録のデータの提出をお願いします。

取りまとめたものを正副委員長で確認し、各委員に報告書として送付いたしますので、内容等のチェックをしていただきますようお願い申し上げます。

そして22日火曜日に予算委員会報告のまとめ作業を行いますので、出席をよろしくお願いいたします。

長期間ありがとうございます。お疲れさまです。

○神吉委員長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで散会します。長期にわたり御苦労さまでした。

(午後 4時59分 散会)